

2026年8月28日

内国インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書

インフラファンド発行者名
グリーンライト・再エネインフラ投資法人
代表者名 執行役員 澤本 慶太
(コード: 509A)
問合せ先 TEL. 03-6824-5338
管理会社名
ブルースカイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤本 慶太

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

① 本投資法人

グリーンライト・再エネインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関として役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。本投資法人の定時役員会は、3か月に1回以上開催され、定時役員会において、執行役員は、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況等を報告するものとされています。

本投資法人と本投資法人の資産運用会社であるブルースカイ・インベストメント株式会社（以下「本管理会社」又は「本資産運用会社」ということがあります。）との間で締結された資産運用委託契約には、本資産運用会社が委託業務の遂行の指針として運用ガイドライン（本投資法人に係る運用実施ガイドラインを含みます。以下同じです。）を策定すること及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）その他の法令並びに本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）に基づき委託業務を遂行することが定められています。また、本資産運用会社が策定する資産運用計画、資産管理計画等につき本投資法人の承認を要求し、かつ、本投資法人に対する報告義務を本資産運用会社に負わせることにより、本投資法人の投資リスクを管理しています。

さらに、本投資法人は、投資法人インサイダー取引管理規程を制定し、役員によるインサイダー取引等（インサイダー情報を利用した取引その他の不適切な取引をいいます。以下同じです。）の防止に努めています。

② 管理会社

本資産運用会社は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つと位置付けており、取締役会、コンプライアンス委員会、コンプライアンス・リスク管理部及びコンプライアンス・オフィサーにより、コンプライアンスを推進する体制を整備しています。取締役会は、コンプライアンスの推進に関する基本方針その他の基本的事項を決定し、また、コンプライアンスの推進状況について、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会に適宜報告を求めることができます。また、取締役会は、投資委員会及びコンプライアンス委員会の外部委員並びにコンプライアンス・オフィサーの任命を決議します。コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令等その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めます。なお、コンプライアンス・オフィサーは、運用ガイドライン、資産運用計画書及び資産管理計画書等の制定・変更、個別資産の取得等の議案の上申に際して、所定の必要書類が整っていることを確認した上で、法令違反等コンプライアンス上の重大な問題の有無につき事前の審査を行います。さらに、コンプライアンス委員会の委員長として、本資産運用会社内のコンプライアンスに関する事項を統括します。具体的には、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラム等のコンプライアンスに関連する規則の立案・整備及びコンプライアンス・プログラムに基づく、本資産運用会社の役職員に対する定期的な指導・研修、法令等の遵守状況の検証等の業務を行います。

チーフ・フィナンシャル・オフィサーは、内部監査責任者として、原則として、内部監査計画書に基づいて、各部門に対する内部監査として業務監査及び会計監査を毎年度継続して行わなければなりません。内部監査責任者は、内部監査終了後、内部監査報告書を作成し、被監査部門に通知するとともに、取締役会及び代表取締役役に報告しなければなりません。内部監査報告書には、内部監査実施中に発見した問題点及び改善指摘事項等を記載します。被監査部門は、代表取締役から改善指示を受けた上で、内部監査で指摘された問題点及び改善指摘事項について、その改善状況を内部監査改善状況報告書にて代表取締役及び内部監査責任者へ報告しなければなりません。内部監査責任者は、内部監査改善状況報告書の報告を受けた後、被監査部門による改善状況を確認し、報告内容を検討し、内部監査が有効に機能しているかの確認を行うものとします。

(2) 投資主の状況

(2026年5月31日現在)

氏名・名称	投資法人、管理会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数 (口)	比率(注) (%)
ブルースカイソーラーキャピタル株式会社	管理会社である本資産運用会社の親会社であるブルースカイソーラー株式会社の子会社です。 本投資法人の増資時に出資するとともに、設立時に出資したブルースカイソーラー株式会社から投資口を取得しております。	7,167	9.72
JA 三井エナジーソリューションズ株式会社	本投資法人及び本管理会社と2026年1月19日付でスポンサーサポート契約を締結しました。	5,000	6.78
大阪瓦斯株式会社	本投資法人及び本管理会社と2026年1月19日付でスポンサーサポート契約を締結しました。	5,000	6.78

大塚 道宏	該当事項はありません。	1,585	2.15
株式会社フランス書院	該当事項はありません。	600	0.81
桐野 敏博	該当事項はありません。	544	0.73
伊藤 伸	該当事項はありません。	502	0.68
安房農業協同組合	該当事項はありません。	500	0.67
石川 一郎	該当事項はありません。	500	0.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	該当事項はありません。	450	0.61
森山 茂	該当事項はありません。	450	0.61
上位 10 名合計		22,298	30.25

(注) 「比率」は、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合をいい、小数第2位未満を切り捨てて記載しています。

(3) 管理会社の大株主の状況

(本書の日付現在)

氏名・名称	投資法人、管理会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	普通株式数 (株)	比率(注1) (%)
ブルースカイソーラー株式会社(注2)	管理会社である本資産運用会社の親会社。 本投資法人のスポンサー。 本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサーサポート契約を締結。	5,100	51.0

大阪瓦斯株式会社	本投資法人のスポンサー。 本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサーサポート契約を締結。	2,450	24.5
JA 三井エナジーソリューションズ株式会社	本投資法人のスポンサー。 本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサーサポート契約を締結。	2,450	24.5
合計		10,000	100.0

(注1) 「比率」は、発行済普通株式総数に対する所有普通株式数の割合をいい、小数第2位未満を切り捨てて記載しています。

(注2) ブルースカイソーラー株式会社は、普通株式のほか、本資産運用会社の発行する無議決権株式であるA種種類株式4,000株を保有しています。

(4) 投資方針・投資対象

本投資法人の第2期有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」及び同「(2) 投資対象」をご参照ください。

(5) 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に関する事項

① 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資姿勢

本投資法人は、本書の日付現在、海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資予定はありません。なお、海外に立地する太陽光発電設備等に投資する場合は、予め投資方針、投資対象国・地域及び投資基準等を定め、リスク管理体制を整備するものとします。

② 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券に投資する際の指針等

該当事項はありません。

③ 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に対する運用体制及び適時開示体制

該当事項はありません。

④ 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に対するリスク管理体制

該当事項はありません。

(6) スポンサーに関する事項

本投資法人のスポンサーは、太陽光発電設備の開発、O&M(注1)(注2)(注3)及びリパワリング(注4)に関する実績が豊富なブルースカイソーラー株式会社（以下「ブルースカイソーラー」といいます。）、Post FIT(注5)期間及びFIT 制度に依拠せずに発電する電気の売電支援を行う大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）及び資

金調達サポートを行う JA 三井エナジーソリューションズ株式会社（以下「JMES」といいます。）の3社です（以下、個別に又は総称して「スポンサー」といいます。）。

本投資法人は Post FIT 期間も見据えた独自のスポンサーサポート体制を構築しています。ブルースカイソーラーは、豊富なりパワリング実績を有しており、発電効率の向上と発電期間の長期化を通じて、本投資法人の持続的な運用に寄与します。大阪ガスは豊富な売電実績を有し、Post FIT 期間に再生可能エネルギー価値を評価する需要家へのアクセス確保に寄与することが期待されます。また、大阪ガスは 2023 年に系統用蓄電池事業(注 6)に参入しています。AI 技術を用いて、スポット市場等の市場価格予測を行うことで、蓄電池運用計画の最適化を企図する先進的な取組みを展開し、各種電力市場との取引による収益性の向上と系統安定化に寄与しています。JMES は余剰電力循環型太陽光 PPA サービスの提供や碾茶（抹茶）栽培農地における営農型太陽光発電所(注 7)の開発などの先進的な取組みを通じて、Post FIT 期間を見据えた事業展開をしています。これらスポンサー・グループ 3 社が密に連携し、FIT 案件をはじめ、営農型太陽光発電所を含む NonFIT・NonFIP(注 8)案件の共同開発まで取り組んでおり、昨今の太陽光発電設備の新規開発適地の不足や再生可能エネルギーの出力変動への対応といった社会課題の解決に寄与することができると、本投資法人は考えています。

- (注1) 「O&M」とは、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備等のうち、太陽光をエネルギー源とするものをいい、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等も含むものとし。以下同じです。）の運営・管理や、太陽光発電設備等の電気主任技術者に関する業務をいいます。以下同じです。
- (注2) 「再生可能エネルギー発電設備等」とは、第2期有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 次に掲げる各資産」に定める資産をいいます。以下同じです。また、再生可能エネルギーのことを「再エネ」と略記する場合があります。以下同じです。
- (注3) 「運用資産」とは、本投資法人の保有する資産を意味します。なお、本書においては、文脈に応じて、本投資法人の保有する資産の裏付けとなる資産を意味することがあります。
- (注4) 「リパワリング」とは、運転開始以降に太陽光発電設備についてパネルを始めとする機器の入替やそれに伴う設備配置の見直し等を行うことで、発電効率の向上と発電期間の長期化を目指すことを意味します。以下同じです。
- (注5) 「FIT」又は「FIT制度」とは、Feed-in Tariffの略称で、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。以下「再エネ特措法」といいます。）に基づく、再エネ発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、その利用を促進するために、電気事業者が予め定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達する制度（固定価格買取制度）を意味します。なお、「NonFIT」とは、当該制度の適用がないこと、又は当該制度の適用がない再エネ発電設備を意味します。以下同じです。また、「FIT期間」とは、FIT制度の下での買取期間を、「Post FIT期間」とは、FIT期間終了後をいいます。以下同じです。
- (注6) 「系統用蓄電池」とは、第2期有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1. 投資法人の概況 (2) 投資法人の目的及び基本的性格 ② 投資法人の目的及び基本的性格」に掲げる系統用蓄電池をいい、電力系統に直接接続される大規模な蓄電池で、電力の需要と供給のバランスを調整し、電力の安定供給を目的とするものです。以下同じです。
- (注7) 「営農型太陽光発電所」とは、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う発電所をいいます。
- (注8) 「FIP」又は「FIP制度」とは、Feed-in Premiumの略称で、再エネ特措法に基づく、再エネ発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電力について、市場取引等（再エネ特措法に定義する意味によります。）による供給を促進するため、供給交付金（再エネ特措法に定義する意味によります。）の交付を行う制度を意味します。なお、「NonFIP」とは、当該制度の適用がないこと、又は当該制度の適用がない再エネ発電設備を意味します。以下同じです。

① スポンサーの企業グループの事業の内容

(i) ブルースカイソーラー株式会社

ブルースカイソーラーグループ（ブルースカイホールディングス一般社団法人並びにその子会社及び関連会社の総称をいいます。以下同じです。）は、2009年より再生可能エネルギー事業の開発・発電・運営管理事業を展開する再生可能エネルギー専門事業会社グループです。主要なグループ会社として、ブルースカイソーラーの他、ブルースカイエナジー株式会社、ブルースカイアセットマネジメント株式会社が存在し、太陽光発電設備の企画・開発から部材調達、設計・施工、保守管理(O&M／発電所再生)、アセットマネジメントまで、全ての工程を一気通貫して行っており、再生可能エネルギー専門事業会社グループとして培った開発ノウハウを基に、継続的な開発実績の拡充を推進しています。

(ii) 大阪瓦斯株式会社

Daigasグループ（大阪ガス並びにその子会社及び関連会社の総称をいいます。以下同じです。）は、「国内エネルギー事業」、「海外エネルギー事業」、「ライフ&ビジネスソリューション（LBS）事業」という3つの事業分野で培ったノウハウと強みのある資本を活用し、国内外を問わず新たな事業領域の拡大を目指しています。再生可能エネルギー普及拡大による系統電力のピークシフトニーズ増大に伴い、2023年度より系統用蓄電事業に参入しています。今後は、既に取り組んでいる、太陽光発電などの「再エネ電源併設型」の蓄電池事業も積極的に展開し、再生可能エネルギーの普及拡大と電力系統の安定化に貢献しつつ、2030年度までに系統用及び再エネ併設型を合わせて蓄電池の運用規模100万kW（意思決定済みの案件を含みます。）を目指しています。再生可能エネルギー分野では、Daigasエナジー鹿屋太陽光発電所への再エネ併設型蓄電池の設置工事開始（2026年4月）を公表しています。

(iii) JA 三井エナジーソリューションズ株式会社

JA三井リースグループ（JA三井リース並びにその子会社及び関連会社を総称して、以下「JA三井リースグループ」といいます。）は賃貸事業、割賦販売事業、各種ファイナンス事業、その他付帯事業を行う企業グループです。本投資法人のスポンサーであるJME SはJA三井リース株式会社の完全子会社で、エネルギー関連事業への出資や、エネルギー関連の設備保有・管理・運営業務・電力取次業務を行っています。

② スポンサーの企業グループとのインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の供給や情報提供に係る契約等の状況

(i) ブルースカイソーラーとのスポンサーサポート契約の概要

本投資法人及び本資産運用会社とブルースカイソーラーとのスポンサーサポート契約において、ブルースカイソーラーは、以下のサポートを提供することとされています。かかるブルースカイソーラーとのスポンサーサポート契約により、本投資法人はブルースカイソーラーから物件取得機会の提供を受けるとともに、ブルースカイソーラーの太陽光発電関連事業における知見とノウハウを活用して運用資産の効率的かつ着実なオペレーション及びこれによる内部成長に努めます。またブルースカイソーラーの子会社であるブルースカイソーラーキャピタルを通じたセイムポート出資により投資主価値の最大化を図ります。

a. 売却、開発プロジェクト等に関するマーケット情報の提供

ブルースカイソーラーは、自ら又は自らの関係会社が売却対象として保有、開発する又は保有、開発を予定している再生可能エネルギー発電設備及び当該再生可能エネルギー発電設備を裏付とする信託受益権、匿名組合出資持分等の本投資法人が取得可能な資産（以下「BSS再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）について、売却を行おうとする場合で、当該BSS再生可能エネルギー発電設備等が本投資法人の取得対象となりうると自ら判断した場合、又は、本資産運用会社から要請があった場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、第三者に優先して、本資産運用会社に対し、当該BSS再生可能エネルギー発電設備等に関する情報（BSS再生可能エネルギー発電設備等の概要、再エネ特措法上の調達価格及び調達期間等を含むが、これらに限られません。本(i)において以下同じです。）の提供を行うものとします。また、ブルースカイソーラーは、自ら又は自らの関係会社以外の第三者が保有、開発する又は保有、開発を予定している再生可能エネルギー発電設備等の売却に係る情報を取得した場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等が本投資法人の取得対象となりうると合理的に判断した場合、又は、本資産運用会社から要請があった場合には、本資産運用会社に対し、当該再生可能エネルギー発電設備等に関する情報の提供を行います。但し、情報提供に関してやむを得ない事情がある場合においてはこの限りではありません。

b. ウェアハウジング機能の提供

本資産運用会社は、将来における本投資法人によるBSS再生可能エネルギー発電設備等の取得を実現するために、取得予定時期及び取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は開発するBSS再生可能エネルギー発電設備等について、本投資法人への譲渡を前提とする一時的な取得及び保有（ウェアハウジング）をブルースカイソーラーに依頼することができます。ブルースカイソーラーは、当該依頼を受けた場合には、本資産運用会社との間で、当該依頼についてブルースカイソーラー自身又はブルースカイソーラーの関係会社による当該BSS再生可能エネルギー発電設備等の一時的な取得及び保有を含め誠実に協議を行うものとされています。

c. オペレーター及びO&M業者の選定支援その他の業務支援

本資産運用会社は、本投資法人が保有する、又は保有を予定しているBSS再生可能エネルギー発電設備等について、(i)オペレーター及びO&M業務を実施する事業者の選定、(ii)管理、運営又は増設等に係る補助業務、助言業務等、(iii)BSS再生可能エネルギー発電設備等のデューディリジェンスに係る支援業務、及び(iv)BSS再生可能エネルギー発電設備等に関する情報の収集、分析等を、ブルースカイソーラーに依頼することができるものとし、ブルースカイソーラーは、かかる依頼があった場合には、候補者の選定その他必要な支援を行うものとされています。

d. 人材及びノウハウの提供に関する協力

ブルースカイソーラーは、本資産運用会社からの要請があった場合、法令等（適用ある金融商品取引所の規則及び金融商品取引業協会の規則等を含みます。以下同じです。）に反しない範囲内において、ブルースカイソーラー又はその関係会社が有する人材及びノウハウの本資産運用会社に対する提供（BSS再生可能エネルギー発電設備等の開発、取得及び運営に必要なノウハウを有する人材の派遣（転籍・出向）を含みますが、これに限られません。）について商業上合理的な範囲で協力するものとします。また、ブルースカイソーラーは、本資産運用会社からの要請があった場合、ブルースカイソーラー又はその関係会社による本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な協力を商業上合理的な範囲で行うものとします。

e. FIT期間終了後及びFIT制度に依拠せずに発電する電気の売電支援

ブルースカイソーラーは、本資産運用会社から、売電先の選定支援のサポート等を依頼された場合、本投資法人が保有する、又は保有を予定している再生可能エネルギー発電設備等を用いて、再エネ特措法に定める調達期間終了後において発電する電気及びFIT制度に依拠せずに発電する電気に関して、売却手段を早期に確保できるように、当該設備の運転実績、その他当該設備の維持管理に係る情報等につき合理的な範囲で必要な支援を行うものとします。

f. 資金調達に関する情報提供

ブルースカイソーラーは、本資産運用会社から、本投資法人が資金調達を実施するに際して資金提供を行う事業者やマーケット環境等に関する情報提供を依頼された場合、法令等に反しない範囲内において、当該情報提供その他の支援を行うものとします。

g. 購入に関する情報提供

本資産運用会社は、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等について、売却を行おうとする場合、ブルースカイソーラーに対し、予めその旨を書面により通知します。ブルースカイソーラーは、本資産運用会社から、当該売却に関する通知を受けた場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等を購入する意思があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（ブルースカイソーラー自身又は自らの関係会社が購入を希望する場合はその旨の情報を含みます。）を、本資産運用会社に対し、第三者に先立ち優先的に提供するものとします。

h. 境界紛争及び環境規制への対応に関する支援

ブルースカイソーラーは、本資産運用会社から本投資法人が保有する、又は保有を予定しているBSS再生可能エネルギー発電設備等に関して、当該BSS再生可能エネルギー発電設備等を利用して行う事業に関連する土地について生じた又は生じるおそれのある境界紛争について支援を求められた場合には、法令等に反しない範囲内において、相手方との協議、交渉その他の対応について支援を行うものとします。

i. 商標使用の許諾

ブルースカイソーラーは、本投資法人及び本資産運用会社に対して、目論見書、有価証券届出書及び資産運用報告等の開示書類並びにプレスリリース、アナリスト説明会資料及びウェブサイト等のIR媒体において使用する目的で、ブルースカイソーラーが保有する商標（商標権の存続期間の更新登録がなされた場合の更新登録後の登録商標を含み、以下「本件商標」といいます。）について使用することを非独占的に許諾し、また当該使用に関して本件商標への侵害行為に関して行使し得る差止請求権、損害賠償請求権等一切の請求権を行使しないことを約束します。

本件商標に類似する商標が使用され、本件商標に係る権利が侵害されたことが判明した場合、ブルースカイソーラーは、ブルースカイソーラーの責任と費用負担で当該侵害行為を排除するものとし、本投資法人及び本資産運用会社は、ブルースカイソーラーの請求に応じてその対応に協力します。

j. 共同投資に関する協力

本資産運用会社は、本投資法人が何らかの事情により、保有を予定しているBSS再生可能エネルギー発電設備等の全体を取得できない等ブルースカイソーラー又はその関係会社との共同投資が必要となった場合に、ブルースカイソーラーに対して、本投資法人との共同投資を依頼することができるものとし、ブルースカイソーラーは、かかる依頼があった場合には、当該BSS再生可能エネルギー発電設備等の共同での取得・保有につき真摯に検討するものとします。

k. 本投資法人の投資口の取得及び保有

ブルースカイソーラーは、自ら又は自らの関係会社が本投資法人の投資口を取得した場合には、特段の事情がない限り、自ら又は自らの関係会社が本投資法人の投資口の保有を継続する意向であることを本資産運用会社に対して表明します。

（ii）大阪ガスとのスポンサーサポート契約の概要

本投資法人及び本資産運用会社と大阪ガスのスポンサーサポート契約において、大阪ガスは、以下のサポートを提供することとされています。かかる大阪ガス

とのスポンサーサポート契約により、本投資法人はFIT期間終了後及びFIT制度に依拠せずに発電する電気の売電支援を受けることが可能となり、FIT制度に依存することなく、保有する再生可能エネルギー発電設備を中長期にわたって継続的に活用、安定的なキャッシュフロー及び収益に基づく良質な投資機会を提供します。

a. 売却、開発プロジェクト等に関するマーケット情報の提供

大阪ガスは、自ら又は自らの関係会社が売却対象として保有、開発する又は保有、開発を予定している再生可能エネルギー発電設備及び当該再生可能エネルギー発電設備を裏付とする信託受益権、匿名組合出資持分等の本投資法人が取得可能な資産（以下「OG再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）について、売却を行おうとする場合で、当該OG再生可能エネルギー発電設備等が本投資法人の取得対象となりうると自ら判断した場合、又は、本資産運用会社から要請があった場合は、本資産運用会社への紹介に適すると自らの裁量で判断した場合において、当該OG再生可能エネルギー発電設備等に関する情報（OG再生可能エネルギー発電設備等の概要、再エネ特措法上の調達価格及び調達期間等を含むが、これらに限られず、本項目において以下同じです。）の提供を行うよう最大限努めるものとします。また、大阪ガスは、自ら又は自らの関係会社以外の第三者が保有、開発する又は保有、開発を予定している再生可能エネルギー発電設備等の売却に係る情報を取得し、当該再生可能エネルギー発電設備等が本投資法人の取得対象となりうると自ら判断した場合、又は本資産運用会社から要請があった場合は、本資産運用会社への紹介に適すると自らの裁量で判断した場合において、当該再生可能エネルギー発電設備等に関する情報の提供を行うよう努力するものとします。

b. オペレーター及びO&M業者の選定支援その他の業務支援

本資産運用会社は、本投資法人が保有する、又は保有を予定しているOG再生可能エネルギー発電設備等について、(i)オペレーター及びO&M業務を実施する事業者の選定、(ii)管理、運営又は増設等に係る補助業務、助言業務等、(iii)OG再生可能エネルギー発電設備等のデューディリジェンスに係る支援業務を、大阪ガスに依頼することができるものとし、大阪ガスは、かかる依頼があった場合には、誠実に検討し、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答するものとされています。

c. 人材及びノウハウの提供に関する協力

大阪ガスは、本資産運用会社からの要請があった場合、法令等に反しない範囲内において、大阪ガス又はその関係会社が有する人材及びノウハウの本資産運用会社に対する提供（OG再生可能エネルギー発電設備等の開発、取得及び運営に必要なノウハウを有する人材の派遣（転籍・出向）を含みますが、これに限られません。）について商業上合理的な範囲で協力するものとします。また、大阪ガスは、本資産運用会社からの要請があった場合、大阪ガス又はその関係会社による本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な協力を商業上合理的な範囲で行うものとします。

d. FIT期間終了後及びFIT制度に依拠せずに発電する電気の売電支援

大阪ガスは、本資産運用会社からの要請があった場合、本投資法人が保有する、又は保有を予定している再生可能エネルギー発電設備等を用いて、再エネ特措法に定める調達期間終了後において発電する電気及びFIT制度に依拠せずに発電する電気に関して、売却手段を早期に確保できるよう、自ら又は自らの関連

会社を通じて、当該電気を購入する、又は当該電気の売却先の選定に資する情報を提供する等、商業上合理的な範囲で必要な支援を行うことを検討するものとされています。なお、本投資法人は、当該電気の購入に関して、大阪ガス又は大阪ガスの指定する第三者（以下「大阪ガス等」といいます。）に対して優先交渉権等（注）を付与する旨の契約を締結しています。

（注）(i) 再エネ特措法に定める調達期間において再生可能エネルギー電気特定卸供給を受けること（当該発電設備の属性情報のトラッキングを無償で受けることを含みます。）及び大阪ガス等の任意の選択により再生可能エネルギー電気特定卸供給を受けずにかかる属性情報のトラッキングのみを無償で受けることができる権利（以下「本件特定卸供給に係る権利等」といいます。）、(ii) 再エネ特措法に定める期間経過後において発電する電気及びFIT制度に依拠せずに発電する電気並びにこれに応じた非化石価値その他の環境価値を表章する非化石証書及び属性情報又はこれらに類する証書等（将来創出されるものを含みます。）（以下、本注記において総称して「本件電気等」といいます。）に係る一定期間の排他的な優先交渉権（以下「本件電気等購入優先交渉権」といいます。）及び(iii) 大阪ガス等による本件電気等購入優先交渉権に基づく購入が実現しなかった場合においてもなお大阪ガス等が指定する電気等の取引量について第三者と同等の条件で購入することができるマッチングライトをいいます。なお、本投資法人が保有する系統連携用蓄電設備により系統に供給される電気についても、同様の規律を適用することとされています。

e. 資金調達に関する情報提供

大阪ガスは、本資産運用会社から、本投資法人が資金調達を実施するに際して資金提供を行う事業者やマーケット環境等に関する情報提供を依頼された場合、法令に反しない範囲内において、当該情報提供その他の支援を行うため、努力するものとされています。

f. 購入に関する情報提供

本資産運用会社は、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等について、売却を行おうとする場合、大阪ガスに対し、予めその旨を書面により通知します。大阪ガスは、本資産運用会社から、当該売却に関する通知を受けた場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等を購入する意思があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（大阪ガス自身が購入を希望する場合はその旨の情報を含みます。）を、自らの裁量で紹介に適すると判断した場合、本資産運用会社に対し、提供するため努力するものとします。

g. 本投資法人の投資口の取得及び保有の検討

大阪ガスは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該新規投資口総数の一部を購入することを検討するものとされています。また、大阪ガスは、本投資法人の投資口を取得した場合には、特段の事情がない限り、本投資法人の投資口の保有を継続することを検討するものとされています。

(iii) JME S とのスポンサーサポート契約の概要

a. 売却、開発プロジェクト等に関するマーケット情報の提供

JME S は、自ら又は自らの関係会社が売却対象として保有、開発する又は保有、開発を予定している再生可能エネルギー発電設備及び当該再生可能エネルギー発電設備を裏付とする信託受益権、匿名組合出資持分等の本投資法人が取得可能な資産（以下「JME S 再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）について、本資産運用会社から要請があった場合は、本資産運用会社への紹介に適すると自らの裁量で判断した場合において、当該 JME S 再生可能エネルギー発電設備等に関する情報の提供を行うよう最大限努力するものとします。また、JME S は、自ら又は自らの関係会社以外の第三者が保有、開発する又

は保有、開発を予定している再生可能エネルギー発電設備等について売却に係る情報を取得し、当該 J M E S 再生可能エネルギー発電設備等が本投資法人の取得対象となりうると自ら判断した場合、又は本資産運用会社から要請があった場合は、本資産運用会社への紹介に適すると自らの裁量で判断した場合において、当該再生可能エネルギー発電設備等に関する情報の提供を行うよう最大限努力するものとします。

b. ウェアハウジングにおける資金調達の支援

本資産運用会社は、将来における本投資法人による J M E S 再生可能エネルギー発電設備等の取得を実現するために、取得予定時期及び取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は開発する J M E S 再生可能エネルギー発電設備等について、本投資法人への譲渡を前提とする一時的な取得及び保有（ウェアハウジング）のための資金調達の支援を J M E S に依頼することができます。J M E S は、当該依頼を受けた場合には、本資産運用会社との間で、資金調達の支援の可否及び支援する際の条件について誠実に協議を行うものとします。

c. オペレーター及びO&M業者その他の業務受託者の選定等支援

本資産運用会社は、本投資法人が保有する、又は保有を予定している J M E S 再生可能エネルギー発電設備について、J M E S に対し、当該 J M E S 再生可能エネルギー発電設備の運営に係るオペレーター又はO&M業者その他の J M E S 再生可能エネルギー発電設備に係る業務受託者の選定、管理、交代等に関する支援を申し入れることができます。J M E S は、かかる申入れを受けた場合には、かかる申入れについて誠実に検討するものとし、必要と認める場合には、業務受託者の選定、管理、交代等に関する支援を行うものとします。

d. 人材及びノウハウの提供に関する協力

J M E S は、本資産運用会社からの要請があった場合、法令等に反しない範囲内において、J M E S 又はその関係会社が有する人材及びノウハウの本資産運用会社に対する提供（J M E S 再生可能エネルギー発電設備等の開発、取得及び運営に必要なノウハウを有する人材の派遣（転籍・出向）を含みますが、これに限られません。）について商業上合理的な範囲で協力するものとします。また、J M E S は、本資産運用会社からの要請があった場合、J M E S 又はその関係会社による本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な協力を商業上合理的な範囲で行うものとします。

e. 資金調達に関する情報提供

J M E S は、本資産運用会社から、本投資法人が資金調達を実施するに際して資金提供を行う事業者やマーケット環境等に関する情報提供を依頼された場合、法令に反しない範囲内において、当該情報提供その他の支援を行うため、努力するものとされています。

f. 購入に関する情報提供

本資産運用会社は、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等について、売却を行おうとする場合、J M E S に対し、予めその旨を書面により通知します。J M E S は、本資産運用会社から、当該売却に関する通知を受けた場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等を購入する意思があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（J M E S 自身又は自らの関係会社が購入を希望する場合はその旨の情報を含みます。）を、自らの裁量で紹介に適すると判断

した場合、本資産運用会社に対し提供するため、努力するものとされています。

g. 財務戦略に関する助言提供

JME Sは、本資産運用会社との間で諸条件を含め別途合意をした場合、法令等及び契約に反しない範囲で、本投資法人の財務戦略に関連する業務に関しアドバイスを及び補助業務の受託を行うものとされています。

h. その他業務支援及びノウハウの提供

JME Sは、本資産運用会社からの要請があった場合、可能な限り下記の事項に努めるものとされています。また、JME Sは、本資産運用会社からの要請があった場合、JME S又はその関係会社による本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な協力を商業上合理的な範囲で行うものとされています。

- ・ JME S再生可能エネルギー発電設備等のデューディリジェンスに係る支援業務
- ・ JME S再生可能エネルギー発電設備等及び営農に関する情報の収集、提供
- ・ FIT期間終了後及びFIT制度に依拠せずに発電する電気の売電先の選定支援

i. 本投資法人の投資口の取得及び保有の検討

JME Sは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該新規投資口総数の一部を購入することを検討するものとされています。また、JME Sは、本投資法人の投資口を取得した場合には、特段の事情がない限り、本投資法人の投資口の保有を継続することを検討するものとされています。

(iv) ブルースカイエナジーとのサポート契約の概要

本投資法人及び本資産運用会社とブルースカイエナジーとのサポート契約において、ブルースカイエナジーは、以下のサポートを提供することとされています。かかるブルースカイエナジーとのサポート契約により、本投資法人はブルースカイエナジーから蓄電池又は再生可能エネルギー発電設備等に関する物件取得機会の提供を受けるとともに、ブルースカイエナジーの蓄電池関連事業における知見とノウハウを活用して運用資産の効率的かつ着実なオペレーション及びこれによる内部成長に努めます。

a. 保有情報の提供

ブルースカイエナジーは、本投資法人及び本資産運用会社の投資方針に合致する日本国内に所在する蓄電池又は再生可能エネルギー発電設備等（再生可能エネルギー発電設備及びこれに関連する不動産等の資産を総称して、以下「適格再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）のうち、ブルースカイエナジー（ブルースカイエナジーがアセットマネジメント契約又は工事請負契約を締結している特定目的会社又は組合その他のファンド並びにブルースカイエナジーが過半を出資している特定目的会社又は組合その他のファンド（以下「グループ SPC」といいます。）を含みます。以下同じです。）が保有するものを売却しようとする場

合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該蓄電池又は適格再生可能エネルギー発電設備等に関する合理的に提供可能な情報を提供するように努め、又は当該蓄電池又は適格再生可能エネルギー発電設備等の保有者をして当該情報の提供を行わせるよう努めるものとされています。但し、ブルースカイエナジーが法令又は第三者との契約に基づき、売却情報の提供が制限されている場合その他合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。

b. 第三者保有情報の提供

ブルースカイエナジーは、蓄電池又は適格再生可能エネルギー発電設備等のうち、ブルースカイエナジー以外の第三者が所有、開発又は運営するものについて、本投資法人又は本資産運用会社から情報提供の依頼があり、当該第三者の承諾が得られた場合は、当該情報提供が困難であるとブルースカイエナジーが判断する場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該蓄電池又は適格再生可能エネルギー発電設備等に関する売却情報、運営情報等のうち合理的に提供可能な情報を提供するように努め、又は当該第三者に情報提供を行うよう依頼するよう努めるものとされています。但し、ブルースカイエナジーが法令又は第三者との契約に基づき、情報の提供が制限されている場合その他合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。

c. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による蓄電池又は適格再生可能エネルギー発電設備等の取得を目的として、取得予定時期並びに取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生可能エネルギー発電設備等の取得及び一時的な保有（ウェアハウジング）にかかる検討をブルースカイエナジー又はグループ SPC に依頼することができるものとされています。ブルースカイエナジーは、かかる依頼を受けた場合には、ブルースカイエナジーの投資方針に合致しないことが明らかな場合を除き、誠実に検討するものとし、当該依頼を受けた日（同日を含みます。）から 30 銀行営業日以内に、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答するものとされています。なお、ウェアハウジング機能を提供するための諸条件については、本資産運用会社とブルースカイエナジーが個別物件毎に協議のうえ、合意により定めるものとされています。

d. 蓄電池等に係るノウハウの提供

ブルースカイエナジーは、本資産運用会社に対し、蓄電池の運営手法に係る情報や、資産運用業務の遂行に必要な蓄電池の運営管理の知識及びノウハウ等を提供するものとされています。

e. 本投資法人の投資口の保有

ブルースカイエナジーは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該新規投資口総数の一部を購入することを検討するものとされています。また、ブルースカイエナジーは、本投資法人の投資口を取得した場合には、特段の事情がない限り、本投資法人の投資口の保有を継続することを検討するものとされています。

③ スポンサーの企業グループと投資法人の投資対象の棲み分け及び重複の状況

本投資法人のスポンサーであるブルースカイソーラー、大阪ガス、JME S 及びこれらのグループ会社は、ファンドや合同会社等の SPC を通じて太陽光発電事業への

投資を行っております。例えば、ブルースカイグループの会社であるブルースカイアセットマネジメント株式会社は、太陽光発電事業の運用を行っております。ブルースカイグループ及び大阪ガスは、共同して運営する NonFIT・NonFIP 太陽光発電所を通じて、太陽光発電事業に関して、主に案件開発段階での投資を行っております。また、ブルースカイグループ及び JA 三井リースグループも、共同して運営する太陽光発電所開発案件を通じて、太陽光発電事業に関して、主に案件開発段階での投資を行っております。

本投資法人が太陽光発電設備等を取得するに当たっては、第2期有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ③ ポートフォリオ構築方針 (ハ) 発電設備等の選定基準」に記載のとおり、再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業大臣による認定を受け認定事業者が既に取り買取電気事業者との間で特定契約を締結し、接続電気事業者と系統連系が完了していることを必要とします。したがって、本投資法人は、既に稼働済案件に対する投資を行うことから、主として開発段階での投資を行っているブルースカイソーラー、大阪ガス、JME S及びこれらのグループ会社との間で競合する可能性は低いと認識しております。

また、ブルースカイソーラーは、稼働済案件を取り扱うこともありますが、同社は発電量の低い稼働済案件を購入し、リパワリングを行ったのち、他社に売却するといった方法にて運用を行っております。すなわち、ブルースカイソーラーが取得する物件は、もともと発電量の低い物件が対象となっております。一方、本投資法人は、長期・安定的な運用を目的としているため、発電量の多い物件を対象としております。そのため、ブルースカイソーラーと本投資法人とは、運用方法の違いから取得物件が異なってくるため、投資対象が競合する可能性は低いと考えております。

2. 投資法人及び管理会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員の状況（本書の日付現在）

本投資法人の第2期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照ください。

② 管理会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏 名	管理会社の役職名	選任理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
澤本 慶太	代表取締役社長	(1) 選任理由 証券会社・税理士法人・上場会社等における経営・財務・管理等の専門知識に加え、金融・不動産に関する業界知識・アドバイザー経験も有しており、本投資法人の執行役員として十分な知識・経験と有しているものと考えています。 (2) 兼任理由 本投資法人はその主たる業務である資産運用業務を委託する本管理会社との密接な連携が必要となります。本管理会社の代表者が本投資法人の執行役員を兼務することになった場合には、本投資法人と本管理会社との連携をより一層強化することが可能となります。兼務により本投資法人の役員会への機動的かつ的確な報告が可能となることで業務運営の効率化を促進でき、また、本投資法人の経営判断における妥当性の確保、実質的で十分な審議に基づく意思決定を行う事ができるものと考えています。	本投資法人と本管理会社との取引関係は資産運用業務の委託のみを予定しておりますが、当該委託契約の変更若しくは解約等については投信法若しくは当該委託契約の条項により、役員会若しくは投資主総会の承認を受けることとされており、さらに本投資法人の「役員会規程」において特別な利害関係を有する役員は役員会の決議に参加できないこととしています。なお、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し、執行役員の業務執行を監督しています。また、本管理会社については会社法による利益相反取引の規制が適用されるほか、本管理会社において「利害関係者取引規程」を制定し、本投資法人と本管理会社の利害関係者との間で取引を行う場合には、複階層に及ぶ厳格な審査手続を実施し、さらにいくつかの階層で外部専門家による牽制を図っています。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当事項はありません。

(2) 管理会社

① 管理会社の役員の状況（本書の日付現在）

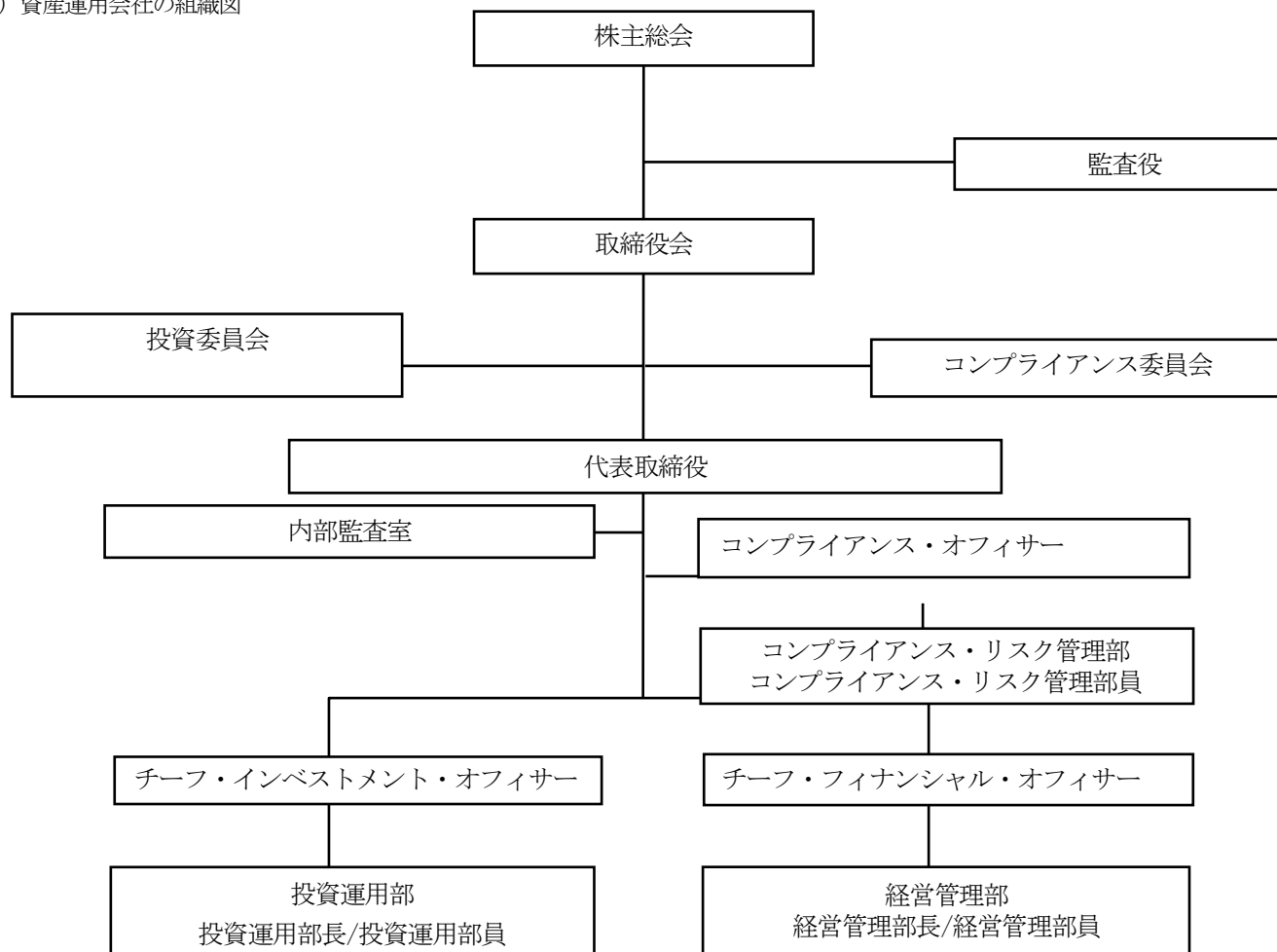
役職名・常勤非常勤の別	氏 名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
代表取締役社長 (常勤)	澤本 慶太	第 2 期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第 4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照ください。	本投資法人 執行役員
取締役兼チーフ・フィナンシャル・オフィサー兼経営管理部長 (常勤)	小林 瑛	第 2 期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第 4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照ください。	該当事項はありません。
取締役 (非常勤)	上原 美樹	第 2 期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第 4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照ください。	ブルースカイソーラー株式会社 取締役 ブルースカイエナジー株式会社 代表取締役
取締役 (非常勤)	上地 尚徳	第 2 期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第 4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照ください。	大阪瓦斯株式会社 電力事業部 再生可能エネルギー開発部長
取締役 (非常勤)	阿久津 真吾	第 2 期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第 4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照ください。	J A 三井エナジーソリューションズ株式会社 代表取締役
監査役 (非常勤)	藤井 智徳	第 2 期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第 4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照ください。	フィンポート税理士法人 ブルースカイエナジー株式会社 監査役 (非常勤)

② 管理会社の従業員の状況（本書の日付現在）

出向元		人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
	ブルースカイソーラー株式会社	0	—
	大阪瓦斯株式会社	0	—
	JA 三井エナジーソリューションズ株式会社	0	—
	出向者計	0	—
	出向者以外	6	—
	管理会社従業員総数	6	—

③ 投資法人及び管理会社の運用体制

(i) 資産運用会社の組織図



本資産運用会社は、上記の組織体制の下、資産運用業務を行います。本資産運用会社の各種業務は、投資運用部、経営管理部及びコンプライアンス・リスク管理部の各部、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・フィナンシャル・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーの各オフィサー並びに内部監査室に分掌されます。

また、資産の運用に関する審議を行う機関として投資委員会を、コンプライアンスに関する審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置します。

(ii) 各組織の業務の概要

本資産運用会社の各組織の主な業務は、以下のとおりです。

組織名	業務範囲
取締役会	1. 株主総会招集並びに提出する議題及び議案 2. 株主総会の招集権者及び議長の順位 3. 代表取締役の決定及び解職 4. 新株発行事項 5. 準備金の資本組入れ 6. 株式分割 7. 社債発行事項 8. 中間配当事項 9. 取締役の会社の事業の部類に属する取引 10. 取締役の会社との取引及び会社の取締役との利益相反する取引 11. 株主名簿管理人の選任及び解任並びにその事務取扱場所 12. 臨時の基準日の設定 13. 役付取締役の選定及び解職並びに相談役・顧問の委嘱・解嘱 14. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告に関する議案並びにその附属明細書 15. 経営計画、年度予算計画等、諸計画の策定 16. 任意積立金の処分 17. 支店その他重要な組織の設置、変更及び廃止 18. 重要な人事 19. 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任 20. 基本的労働条件 21. 重要な財産の処分及び譲受け 22. 重要な契約の締結及び変更 23. 重要な投資及び融資 24. 多額の借財 25. 重要な担保権の設定及び債務保証

組織名	業務範囲
	26. 重要な訴訟行為 27. 重要な規則の制定及び改廃 28. 内部統制システムの構築に関する決定 29. 本投資法人の資産運用に係る重要事項 30. 「リスク管理規程」に定めるリスク管理の方針の決定 31. その他法令及び定款に定める事項並びに業務執行に関する重要事項

コンプライアンス委員会	1. 「運用ガイドライン」の策定及び改定 2. 本投資法人の運用計画・資産管理計画等の策定及び変更 3. 「利害関係者取引規程」に定める利害関係者取引の実行 4. 個別資産の取得及び処分（増設及びリパワリングその他の目的による、同一発電所内における資産の追加取得及び交換を含みます。）、資金調達、運営管理の実行等に関し、コンプライアンス・オフィサーが重要と判断する事項 5. 本資産運用会社のコンプライアンス態勢及びリスク管理態勢に関する取組方針の審議及び決議 6. 本資産運用会社の社内規程に係るコンプライアンス・オフィサーが重要と判断する制定、改定及び廃止の審議及び決議 7. 本資産運用会社のコンプライアンスに関するコンプライアンス・オフィサーが重要と判断する事項の審議及び決議 8. その他コンプライアンス・オフィサーが必要と判断する事項 9. その他上記に付随する事項の審議
投資委員会	1. 「運用ガイドライン」の策定及び改定 2. 本投資法人の運用計画・資産管理計画等の策定及び変更 3. 「利害関係者取引規程」に定める利害関係者取引の実行 4. 本投資法人による個別物件の取得時の取得基準等の策定及び変更 5. 個別資産の取得及び処分（増設及びリパワリングその他の目的による、同一発電所内における資産の追加取得及び交換を含みます。）、資金調達、運営管理の実行等に関し、コンプライアンス・オフィサー又はいずれかの投資委員が重要と判断する事項 6. 「投資委員会規程」の制定及び改廃 7. その他委員長が必要と認める事項の審議・決議及び報告

組織名	業務範囲
チーフ・インベストメント・オフィサー	1. 本資産運用会社の投資委員会の議事運営に関する事項 2. 「運用ガイドライン」のうち、資産の取得・売却等、本投資法人が保有する運用資産の賃貸、維持管理等に関する方針の審査 3. 本投資法人の投資計画及び運用計画（本投資法人が保有する運用資産の賃貸、維持管理等に係る計画の策定）の審査 4. 本投資法人に係る個別資産の取得・譲渡及び資産運用に係る契約締結等の業務に関する事項の審査 5. その他上記に付随及び関連する業務
投資運用部長／投資運用部員	1. 「運用ガイドライン」のうち、資産の取得・売却等、本投資法人が保有する運用資産の賃貸、維持管理等に関する方針の策定 2. 本投資法人の投資計画及び運用計画（本投資法人が保有する運用資産の賃貸、維持管理等に係る計画の策定）の策定 3. 本投資法人に係る個別資産の取得・譲渡及び資産運用に係る契約締結等の業務に関する事項 4. 本投資法人の個別資産の取得先・売却先の選定 5. 本投資法人が取得する物件の調査に関する業務 6. 経済全般の動向及びマーケットに関する調査実施報告に関する事項 7. 本投資法人の運用資産の賃貸に関する事項 8. 本投資法人の運用資産の維持管理に関する事項 9. 本投資法人の運用資産に係る修繕計画の策定 10. 本投資法人の運用に関する外部委託先の評価の実施 11. 本資産運用会社の投資委員会の運営及び管理に関する事項 12. その他上記に付随及び関連する業務
チーフ・フィナンシャル・オフィサー	1. 「運用ガイドライン」のうち、本投資法人の資金計画、財務方針等に係る項目の審査 2. 本投資法人の運用計画（資金計画や財務方針等に係る計画の策定）の審査 3. 本投資法人の財務・経理及び決算の審査 4. 本投資法人の投資主に対する収益の分配に係る基本方針の決定に関する事項の審査 5. その他上記に付随及び関連する業務
経営管理部長／経営管理部員	1. 「運用ガイドライン」のうち、本投資法人の資金計画、財務方針等に係る項目の策定及び改定 2. 本投資法人の運用計画（資金計画や財務方針等に係る計画の策定）の策定 3. 本投資法人の財務・経理及び決算 4. 本投資法人の資金調達に関する事項（資金調達方法の検討・金融機関との交渉等）

組織名	業務範囲
	5. 本投資法人の投資主に対する収益の分配に係る基本方針の策定・変更に関する事項 6. 本投資法人の IR 及び投資主対応 7. 本投資法人の投資主総会及び投資法人役員会への対応 8. 監督官庁等への対応 9. 本投資法人及び本資産運用会社の統合的リスク管理 10. 本資産運用会社の人事・総務・経理及び決算等の業務全般 11. 本資産運用会社の諸規則・規程の制定・改廃に関する事項 12. 本資産運用会社の株主総会及び取締役会に関する事項 13. 本資産運用会社の情報管理及び開示に関する業務 14. 顧客の情報管理に関する業務 15. 電算システムの管理に関する業務 16. 本資産運用会社の苦情等の受付窓口、苦情等の対応及び処理に関する事項 17. 本資産運用会社の投資委員会、コンプライアンス委員会等の会議体の運営及び管理に関する事項 18. 諸届出及び各種帳簿・報告書等の作成及び管理に関する事項 19. 訴訟行為及び執行保全行為に関する事項 20. 行政機関及び業界団体等への対応に関する事項 21. その他上記に付随及び関連する業務
コンプライアンス・オフィサー	1. 「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス・プログラム」並びに「リスク管理規程」等の策定及び見直し等に関する事項の精査 2. 本資産運用会社の業務に関連する法令・規則の改廃・新設等に係る社内通知に関する事項の精査 3. コンプライアンス違反行為等に対する協議・対応に関する事項 4. コンプライアンス委員会の議事運営に関する事項 5. 稟議・審議案件等に係るコンプライアンスに関する審査 6. その他上記に付随及び関連する業務
コンプライアンス・リスク管理部員	1. 「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス・プログラム」並びに「リスク管理規程」等の策定及び見直し等に関する事項 2. コンプライアンス及びリスク管理に関する役職員の社内教育及び助言に関する事項 3. 本資産運用会社のコンプライアンス体制の確立に関する事項

組織名	業務範囲
	4. 本資産運用会社の業務執行に対するコンプライアンス上の観点からの監視・監督に関する事項 5. 本資産運用会社の業務に関連する法令・規則の改廃・新設等に係る社内通知に関する事項 6. 取引形態等の関連法令・規則の要件への適合性の検証に関する事項 7. コンプライアンス違反行為等に対する協議・対応に関する事項 8. コンプライアンス委員会の招集及び運営に関する事項 9. 稟議・審議案件等に係るコンプライアンスに関する審査 10. 法人関係情報の管理に関する事項 11. 本資産運用会社全体のリスク管理に関する事項 12. 広告審査に関する事項 13. 苦情等の処理の統括に関する事項 14. その他上記に付随及び関連する業務
内部監査室	1. 本資産運用会社の内部監査に係る企画・立案・実施の統括 2. 本資産運用会社の内部監査計画書の作成及びそれに基づく監査の実施 3. 本資産運用会社の監査結果の取り纏め、報告及び改善事項の指示に関する業務 4. その他上記に付随又は関連する業務

投資委員会

委員	代表取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー、スポンサー外部委員2名、コンプライアンス・オフィサー、外部委員1名(注)
審議内容	「運用ガイドライン」の策定及び改定 - 本投資法人の運用計画・資産管理計画等の策定及び変更 「利害関係者取引規程」に定める利害関係者取引の実行 - 本投資法人による個別物件の取得時の取得基準等の策定及び変更 - 個別資産の取得及び処分（増設及びリパワリングその他の目的による、同一発電所内における資産の追加取得及び交換を含みます。）、資金調達、運営管理の実行等に関し、コンプライアンス・オフィサー又はいずれかの投資委員が重要と判断する事項 - 投資委員会規程の制定及び改廃 - その他委員長が必要と認める事項の審議・決議及び報告
審議方法等	委員は1人につき1つの議決権を有するものとし、投資委員会の決議は、投資委員全員出席の上、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員を含む投資委員全員の賛成をもって行います。但し、投資委員が事故等により投資委員会への出席が困難で、かつ緊急の必要性があると認められるときは、当該投資委員は、出席する投資委員と同等の資料の交付及び説明を受けた上で、書面又はE-mailにより意思表示（決議事項に対する賛否の意思表示を含みます。）をすることができ、それにより出席したものとみなします。 但し、「利害関係者取引規程」に定める利害関係者取引に関して投資委員会が審議を行う場合においては、利害関係者と利害関係を有する投資委員（当該利害関係者から本資産運用会社に出向し本資産運用会社の業務に専従する投資委員は含まれません。）は当該審議及び決議に加わることができません。 コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会が審議及び決議に際し、審議経過に問題があると判断した場合には、投資委員会の審議の中断を命じることができます。

(注) 本書の日付現在、外部委員として、本投資法人及び本資産運用会社との間に特別の利害関係を有していない不動産鑑定士1名が就任しています。

コンプライアンス委員会

委員	代表取締役、コンプライアンス・オフィサー、チーフ・フィナンシャル・オフィサー及び1名以上の有識者(注)
審議内容	「運用ガイドライン」の策定及び改定 - 本投資法人の運用計画・資産管理計画等の策定及び変更 - 利害関係者取引の実行 - 個別資産の取得及び処分（増設及びリパワリングその他の目的による、同一発電所内における資産の追加取得及び交換を含みます。）、資金調達、運営管理の実行等に関し、コンプライアンス・オフィサーが重要と判断する事項

	5. 本資産運用会社のコンプライアンス態勢及びリスク管理態勢に関する取組方針の審議及び決議 6. 本資産運用会社の社内規程に係るコンプライアンス・オフィサーが重要と判断する制定、改定及び廃止の審議及び決議 7. 本資産運用会社のコンプライアンスに関するコンプライアンス・オフィサーが重要と判断する事項の審議及び決議 8. その他コンプライアンス・オフィサーが必要と判断する事項 9. その他上記に付随する事項の審議
審議方法等	コンプライアンス委員会における決議はコンプライアンス委員の過半数が出席し、出席委員の全会一致を要するものとします。但し、コンプライアンス・オフィサー及び1名以上の外部委員の出席を必須とします。なお、各コンプライアンス委員は、1人につき1つの議決権を有するものとします。コンプライアンス・オフィサーが事故等によりコンプライアンス委員会への出席が困難で、かつ緊急の必要性があると認められるときは、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス・オフィサーと同等の知識及び経験を有していると認められる者をコンプライアンス・オフィサー代行者として指名することができ、この場合、コンプライアンス・オフィサー代行者は、コンプライアンス・オフィサーと同等の資料の交付及び説明を受けた上で出席することにより、コンプライアンス・オフィサーの出席に代えることとします。また、外部委員が事故等によりコンプライアンス委員会への出席が困難で、かつ緊急の必要性があると認められるときは、外部委員は、当該外部委員と同等の知識及び経験を有していると認められる者を補欠外部委員として指名することができ、当該補欠外部委員が決議に加わることができるものとします。この場合、補欠外部委員は外部委員と同等の資料の交付及び説明を受けた上で出席することにより、外部委員の出席に代えることとします。 但し、利害関係者取引に関してコンプライアンス委員会が審議を行う場合においては、利害関係者と利害関係を有するコンプライアンス委員（当該利害関係者から本資産運用会社に出向し本資産運用会社の業務に専従するコンプライアンス委員は含まれません。）は当該審議及び決議に加わることができません。 コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会が審議及び決議に際し、審議経過に問題があると判断した場合には、コンプライアンス委員会の審議の中断を命じることができます。

（注） 本書の日付現在、有識者として、本投資法人及び本資産運用会社との間に特別の利害関係を有していない弁護士1名が就任しています。

④ 管理会社の専門性

再生可能エネルギー発電設備等の運用を行うチーフ・インベストメント・オフィサーと投資運用部には、本書提出日現在、計4名の人員を配置しています。チーフ・インベストメント・オフィサーは、宅地建物取引士の資格を有しており、また、不動産業界において不動産投資運用に従事し、ポートフォリオ・リーダーやシニアヴァイスプレジデントの地位で投資判断を行ってきた実績があります。また、投資運用部の3名についても、全員が太陽光発電事業に1年以上従事しており、うち2名は、約5年間にわたり太陽光発電設備の投資判断を行ってきた実績があり、再生可能エネルギー発電設備等に関し十分な専門知識と経験を有しています。

さらに、本資産運用会社は各スポンサーとスポンサーサポート契約を締結し、当該契約に基づき、スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社に対し、①オペレーター及びO&M業者の選定支援その他の業務支援、②人材及びノウハウの提供に関する協力その他の必要な支援を行うことに合意しており、スポンサーが有する再生可能エネルギーに関連する事業に係る豊富な知識及び経験を本資産運用会社の専門性の向上に継続的組織的につなげる体制を構築しています。

以上により、本資産運用会社は、本投資法人が主たる投資対象とする再生可能エネルギー発電設備等に関し、十分な専門的知識と実績を有しています。

(3) 利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

本資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行う上で、利害関係者取引規程を大要以下のとおり定めています。

(i) 利害関係者の定義

「利害関係者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- i. 投信法第201条第1項に定義される本資産運用会社の利害関係人等（以下「投信法上の利害関係人等」といいます。）
- ii. 本資産運用会社の株主
- iii. 前記ii. に掲げる者が直接的又は間接的に過半数の議決権を保有する法人
- iv. 前記i. からiii. のいずれかに該当する者が資産の運用の委託（投資一任又は投資助言）を受けている又は過半の出資（匿名組合出資を含みます。）を行っている特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社、投資法人等その形態を問いません。以下同じです。）

(ii) 利害関係者取引の定義及び取引基準

本資産運用会社は、本投資法人と利害関係者との間で以下の各号に定める取引（以下「利害関係者取引」といいます。）が発生する場合には、以下の各号にそれぞれ定める基準に基づかなければなりません。

i. 物件の取得

- a. 利害関係者から再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産（第2期有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) 再生可能エネルギー発電設備関連資産」に定める資産をいいます。以下同じです。）（以下、本(ii)において「対象資産」といいます。）を取得する場合、対象資産の取得価格（対象資産そのものの取得価格とし、税金及び取得費用等のほか、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額等を含みません。）は、利害関係者に該当しない公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士が算出した評価額（鑑定評価と同様の手法を用いて行われる価格調査による価格を含みます。以下同じです。）（当該評価額に幅がある場合はその上限額とします。以下 ii. において同じです。）を上限額として決定します。なお、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に SPC 等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合は、当該費用（但し、評価額の 20%以内とします。）を評価額に加えた額を上限額として取得することができるものとします。
- b. 利害関係者から対象資産以外の資産を取得する場合、当該資産の取得価格は、時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合には公正妥当な適正価格によるものとします。なお、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に SPC 等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合は、当該費用（但し、時価又は公正妥当な適正価格の 20%以内とします。）をかける時価又は公正妥当な適正価格に加えた額を上限額として取得することができるものとします。

ii. 物件の売却

- a. 利害関係者に対象資産を売却する場合、対象資産の売却価格（対象資産そのものの売却価格とし、税金及び売却費用等のほか、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額等を含まないものとします。）は、利害関係者に該当しない公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士が算出した評価額（当該評価額に幅がある場合はその下限額とします。）を下限額として決定します。

b. 利害関係者に対象資産以外の資産を売却する場合、当該資産の売却価格は、時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合には公正妥当な適正価格によるものとします。

iii. 対象資産の賃貸

利害関係者と対象資産の賃貸借契約を締結する場合、当該賃貸借契約の内容は、対象資産の発電量、売電価格、残りの売電期間などを総合的に勘案して、公正妥当な賃貸条件に基づき賃貸するものとします。

iv. オペレーターやO&M業者に対する資産の運営・管理に係る業務等の委託

利害関係者に対象資産の運営又は管理業務等を委託する場合、委託料の水準、役務提供の内容、業務総量等を総合的に勘案の上、公正妥当と判断できる条件で委託するものとします。

v. 対象資産の売買又は賃貸に係る代理又は媒介の委託

利害関係者に対象資産の売買又は賃貸に係る代理又は媒介を委託する場合、当該代理・媒介手数料の金額は、宅建業法に規定する報酬に準じて当該規定の範囲内において定めるものとします。

vi. 工事等の発注

利害関係者に対象資産に係る工事を発注する場合、公正妥当な取引条件で工事の発注を行うものとします。

vii. 資金調達

利害関係者からの資金調達に係る条件は、市場実勢を勘案して、公正妥当と判断される条件によるものとします。

(iii) 利害関係者取引に関する意思決定手続

本投資法人が、利害関係者との間で上記(ii)に定める利害関係者取引を行おうとする場合(但し、上記(ii) iii. からvii. までの取引については、取引価格(継続的取引の場合は年間の取引額を意味します。))が、本投資法人の最近営業期間の営業収益の1%又は税引前当期純利益の5%のいずれか低い額以下である場合は除きますが、いずれの場合においても、法令上必要となる手続を省略することはできません。)、原則として、下記のとおり当該取引の審議、承認を経ることとします。

- i. 所管部署は当該取引について起案し、当該部のオフィサーであるチーフ・インベストメント・オフィサー又はチーフ・フィナンシャル・オフィサーの承認を得ます。
- ii. 当該取引は、コンプライアンス・オフィサーに上程します。コンプライアンス・オフィサーが承認した場合、当該取引はコンプライアンス委員会に上程されるものとします。コンプライアンス・オフィサーの承認が得られなかった場合、中止又は内容変更の指示とともに所管部署へ差し戻されます。
- iii. コンプライアンス委員会で審議、承認を経た後、当該取引は投資委員会に上程されるものとします。コンプライアンス委員会の承認が得られなかった場合は、中止又は内容変更の指示とともに所管部署へ差し戻されます。
- iv. 投資委員会で審議、承認を経た後、当該取引は本投資法人役員会に上程されるものとします。投資委員会の承認が得られなかった場合は、中止又は内容変更の指示とともに所管部署へ差し戻されます。
- v. 本投資法人役員会で審議、承認を経た後、その承認決議に基づく本投資法人の執行役員の同意を得た上で、当該取引の実行が決定されるものとします。本投資法人の役員会の承認、又は本投資法人の執行役員の同意が得られなかった場合は、中止又は内容変更の指示とともに所管部署へ差し戻されます。なお、当該取引の内容について、所轄部署の担当者は、遅滞なく取締役会に報告するものとします。

上記の所管部署とは、上記(ii) i.、ii. 及びv. のうち対象資産の売買に係る代理又は媒介の委託の取引を行おうとする場合には投資運用部を、iii.、iv.、v. のうち対象資産の賃貸に係る代理又は媒介の委託及びvi. の取引を行おうとする場合には投資運用部を、vii. の取引を行おうとする場合には経営管理部を、それぞれいいます。

(iv) 適時開示

本資産運用会社は、利害関係者取引（投信法上の利害関係人等取引を含みます。）が、本投資法人の投資口が上場する金融商品取引所の定める情報の適時開示に関する規定により開示が必要とされる取引に該当する場合、「情報開示規程」に従い、速やかに開示を行うものとします。

(v) 書面の交付

本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人について、本資産運用会社又はその取締役、本資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等との間において特定資産の売買その他投信法施行令で定める取引を行ったときは、投信法及び投信法施行規則の定めに従い、当該取引に係る事項を記載した書面を、投資法人等、投信法施行令で定める者に対して交付するものとします。

(vi) 資料・記録等の保存

本資産運用会社は、利害関係者取引を行う際には、その妥当性について事後的な検証が行えるよう、社内での検討資料及び当該利害関係者との面談記録を適切に作成し、保存します。

② 運用体制の採用理由

(i) 利益相反取引に対して本投資法人の執行役員が果たす役割について

本投資法人の執行役員である澤本慶太は本管理会社の役員を兼任しています。兼職による利益相反関係への態勢については「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (1) 投資法人 (2) 管理会社役職員と兼職する役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢」をご参照ください。

(ii) 利益相反取引に対する本管理会社の取締役会が果たす機能について

本管理会社の取締役会はスポンサー会社であるブルースカイソーラー、大阪ガス、JMESの関係者で構成されています。そのため本管理会社の利害関係者と本投資法人との取引においては公正性と透明性の確保が必要であると考え、自主ルール「利害関係者取引規程」を制定し、当該規程によりチーフ・インベストメント・オフィサー又はチーフ・フィナンシャル・オフィサーによる承認及びコンプライアンス・オフィサーによる承認とコンプライアンス管理委員会、投資委員会により厳格に審議・決議され、取締役会において決議されること、また投資法人における事前承認を取得すること等を規定しております。詳細につきましては前記「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (3) 利益相反取引への取組み等 ① 利益相反取引への対応方針及び運用体制」をご参照ください。

また利害関係者取引規程の改定については取締役会の決議を要するものとしています。

(iii) 利益相反取引に対する外部専門家が果たす機能について

本資産運用会社の投資委員会及びコンプライアンス委員会においては、本資産運用会社と利害関係を有しない外部委員及び有識者を委員として選任します。投資委員会及びコンプライアンス委員会では、外部専門家の出席を必須とします。また各委員会の概要につきましては前記「2. 投資法人及び管理会社の運用体制等 (2) 管理会社 ③ 投資法人及び管理会社の運用体制 (ii) 各組織の業務の概要」をご参照ください。

【外部専門家の主要略歴】

氏名	主要略歴		兼任・兼職の状況
鈴木 正則	1987 年 4 月	株式会社日立製作所 国際事業部	兼任・兼職は左記のとおり
	1995 年 11 月	株式会社新宿不動産鑑定	
	2000 年 6 月	株式会社鈴木不動産鑑定（現 株式会社エーエスマネジメント） 設立 代表	
	2002 年 5 月	株式会社エイチェス・リアルティ（現 株式会社エーエスマネジメント） 設立 代表取締役	
	2003 年 5 月	株式会社エーエスマネジメント 設立 代表取締役（現任）	
	2016 年 6 月	アールジェイ・インベストメント株式会社 投資運用委員会外部委員	
	2017 年 10 月	伊藤忠リート・マネジメント株式会社 投資委員会外部委員	
	2025 年 8 月	ブルースカイ・インベストメント株式会社 投資委員会外部委員（現任）	
原田 崇史	2000 年 10 月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 阿部・井窪・片山法律事務所（現任）	兼任・兼職は左記のとおり
	2007 年 1 月	トップリート・アセットマネジメント株式会社 リスク・コンプライアンス委員会外部委員	
	2010 年 1 月	株式会社アイサン情報システム社外監査役	
	2022 年 6 月	クニミネ工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	
	2023 年 11 月	山崎建設株式会社社外監査役（現任）	

	2025 年 8 月	ブルースカイ・インベストメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現任）	
--	------------	---	--

(iv) コンプライアンス・オフィサーが果たす機能について

コンプライアンス・オフィサーは、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令等その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めます。なお、コンプライアンス・オフィサーは、運用ガイドライン、資産運用計画書及び資産管理計画書等の制定・変更、個別資産の取得等の議案の上申に際して、所定の必要書類が整っていることを確認した上で、法令違反等コンプライアンス上の重大な問題の有無につき事前の審査を行います。さらに、コンプライアンス委員会の委員長として、本資産運用会社のコンプライアンスに関する事項を統括します。具体的には、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラム等のコンプライアンスに関連する規則の立案・整備及びコンプライアンス・プログラムに基づく、本資産運用会社の役職員に対する定期的な指導・研修、法令等の遵守状況の検証等の業務を行います。コンプライアンス・オフィサーの役割については「1. 基本情報 (2) コンプライアンスに関する基本方針」をご参照ください。

【コンプライアンス・オフィサー兼コンプライアンス・リスク管理部長の主要略歴】

氏名	主要略歴		兼任・兼職の状況
中谷 隆久(注)	1981 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社 SBI 新生銀行） 入社 名古屋支店、大阪支店、本店営業部、仙台支店長、 最終 本店法人営業本部部長 歴任	兼任・兼職は左記のとおり
	2011 年 3 月	トップリート・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス責任者兼コンプライアンス室長	
	2016 年 11 月	アールジェイ・インベストメント株式会社 財務管理部 副部長	
	2017 年 6 月	同 コンプライアンス・オフィサー	
	2020 年 11 月	ウェルス・マネジメント株式会社 (J-REIT 設立準備、コンプライアンス担当)	
	2021 年 4 月	Sky Solar Japan 株式会社（現ブルースカイソーラー株式会社） 管理部長兼コンプライアンス・オフィサー	
	2023 年 4 月	ブルースカイ・インベストメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー兼コンプライアンス・リスク管理部長（現任）	

(注) 中谷隆久氏は、2026年8月31日付で、コンプライアンス・オフィサー兼コンプライアンス・リスク管理部長を退任し、2026年9月1日付で上木原勇哉氏がコンプライアンス・オフィサー兼コンプライアンス・リスク管理部長に就任する予定です。

(4) リスク管理方針及びリスク情報

① リスク管理方針

別紙「リスク管理方針」をご参照ください。

② インフラ有価証券又はインフラ関連有価証券の投資方針

該当事項はありません。

③ リスク情報

各種リスク要因につきましては、本投資法人の第2期有価証券報告書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご参照ください。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係者との取引等

本投資法人の、本書の提出日の最近に終了した営業期間である、第2期（2026年2月1日から2026年5月31日まで）における利害関係者との取引内容は以下のとおりです。

① 資産の取得

保有資産の取得に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

区分	売買金額等	
	買付額等（千円）	売付額等（千円）
総額	9,914,000	—
利害関係人等との取引状況の内訳		
ブルーインフラ3号合同会社	1,785,000（18.0%）	—（—%）
ブルーインフラ5号合同会社	2,720,000（27.4%）	—（—%）
ブルーインフラ7号合同会社	3,548,000（35.8%）	—（—%）
ブルーインフラ8号合同会社	1,062,000（10.7%）	—（—%）
ブルーインフラ14号合同会社	799,000（8.1%）	—（—%）
合計	9,914,000（100.0%）	—（—%）

② 資産の賃貸借

保有資産の賃貸に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

賃借人の名称	総賃料収入（千円）
ブルーインフラ 8 号合同会社	6, 369
GL 発電合同会社	275, 722

③ オペレーター業務の委託

保有資産のオペレーター業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	業務委託料（円）
ブルースカイソーラー株式会社	岩手 滝沢市湯舟沢第 1、第 2 発電所	26, 302
	岩手 花巻市戸塚発電所	13, 151
	岩手 奥州市根木町発電所	1, 972
	福島 白河市小田川発電所	13, 151
	茨城 行方市頃内発電所	13, 151
	栃木 鹿沼市富岡発電所	13, 151
	栃木 河内郡上三川町発電所	13, 151
	茨城 行方市麻生東・西発電所	26, 302
	千葉 成田市名古屋発電所	13, 151
	千葉 山武市椎崎発電所	13, 151
	千葉 富津市岩坂発電所	13, 151

④ O&M 業務の委託

保有資産の O&M 業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料（円）
ブルースカイソーラー株式会社	岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2 発電所	868,837
	岩手 花巻市戸塚発電所	275,953
	岩手 奥州市根木町発電所	471,272
	福島 白河市小田川発電所	250,611
	茨城 行方市頃内発電所	238,083
	栃木 鹿沼市富岡発電所	259,418
	栃木 河内郡上三川町発電所	201,227
	茨城 行方市麻生東・西発電所	460,442
	千葉 成田市名古屋発電所	198,563
	千葉 山武市椎崎発電所	229,194
	千葉 富津市岩坂発電所	131,758

（注） O&M業務の業務委託料は、基本報酬と実績連動報酬で構成されますが、「業務委託料」には、基本報酬と実績連動報酬の合計額を記載しています。

(2) 資産取得等の状況

※ ① 会社名・氏名、② 特別な利害関係にある者との関係、③ 取得経緯・理由等

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
※	③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期	①、②、③ 取得（譲渡）価格 取得（譲渡）時期
岩手 滝沢市湯 舟沢第1、第2 発電所（岩手県 滝沢市）	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	①ブルーインフラ5号合同会社 （湯舟沢第1：土地所有権、太陽光発電設備 湯舟沢第2：土地所有権、太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外	—
	1,573,000,000（380,000,000（湯舟沢第1）／1,193,000,000（湯舟沢第2））円	1年を超えて取得しているため省略	—	—
	2026年3月	2024年9月	—	—
岩手 花巻市戸 塚発電所（岩手 県花巻市）	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価	①ブルーインフラ5号合同会社 （土地所有権、太陽光発電設備） ①SSJメガソーラー86合同会社 （土地賃借権） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託	特別な利害関係にある者以外（土地所有権、太陽光発電設備） ①SSJメガソーラー62合同会社 （土地賃借権） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント	特別な利害関係にある者以外（土地賃借権設定者）

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
	額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	ト業務を委託 ③太陽光発電設備の開発のため取得	
	429,000,000 円	1 年を超えて取得しているため省略	—（土地所有権、太陽光発電設備）、 1 年を超えて取得しているため省略（土地賃借権）	—
	2026 年 3 月	2024 年 9 月（土地所有権、太陽光発電設備）、 2022 年 6 月（土地賃借権）	—（土地所有権、太陽光発電設備）、 2020 年 11 月（土地賃借権）	—
岩手 奥州市根木町発電所（岩手県奥州市）	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	①ブルーインフラ 14 号合同会社（信託受益権） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	①SSJ メガソーラー65 合同会社（土地地上権） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③太陽光発電設備の開発のため取得 特別な利害関係にある者以外（太陽光発電設備）	特別な利害関係にある者以外（土地地上権設定者）
	799,000,000 円（注 2）	1 円（土地地上権）、 5,715,000,000 円（太陽光発電設備）	1 年を超えて取得しているため省略（土地地上権）、 —（太陽光発電設備）	—
	2026 年 3 月	2026 年 3 月（土地地上権）、 2025 年 6 月（太陽光発電設備）	2019 年 9 月（土地地上権）、 —（太陽光発電設備）	—
福島 白河市小田川発電所（福	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合	①ブルーインフラ 3 号合同会社（土地所有権、太陽光発電設備）	特別な利害関係にある者以外	—

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
島県白河市)	致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得		
	900,000,000 円	1 年を超えて取得しているため省略	—	—
	2026 年 3 月	2024 年 8 月	—	—
栃木 鹿沼市富岡発電所（栃木県鹿沼市）	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	①SSJ メガソーラー15 合同会社（土地賃借権） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③太陽光発電設備の開発のため取得 ①ブルーインフラ 3 号合同会社（太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外（土地賃借権設定者） ①SSJ メガソーラー15 合同会社（太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本発電所の開発と発電事業の目的	—
	885,000,000 円	1 年を超えて取得しているため省略	—（土地賃借権設定者）、 1 年を超えて取得しているため省略	—

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
			(太陽光発電設備)	
	2026 年 3 月	2015年9月 (土地賃借権)、 2024年8月 (太陽光発電設備)	— (土地賃借権設定者)、 2015 年 10 月 (太陽光発電設備)	—
栃木 河内郡上 三川町発電所 (栃木県河内 郡)	③本投資法人の規約に定める資産 運用の基本方針及び投資基準に合 致し、中長期にわたり収益性を確 保することができる物件と判断し たため、取得しました。また、取 得価格については、バリュエー ションレポートによる発電所評価 額及び不動産鑑定評価額の範囲内 で、合理的かつ妥当なものである と判断しています。	①SSJメガソーラー1合同会社 (土 地賃借権) ②本資産運用会社の親会社のグ ループ会社にあセットマネジメン ト業務を委託 ③太陽光発電設備の開発のため取 得 ①ブルーインフラ5号合同会社 (太 陽光発電設備) ②本資産運用会社の親会社のグ ループ会社にあセットマネジメン ト業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシ ナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外	—
	718,000,000 円	1年を超えて取得しているため省略	—	—
	2026 年 3 月	2013年4月 (土地賃借権)、 2024年9月 (太陽光発電設備)	—	—
茨城 行方市麻 生東・西発電所 (茨城県行方 市)	③本投資法人の規約に定める資産 運用の基本方針及び投資基準に合 致し、中長期にわたり収益性を確 保することができる物件と判断し たため、取得しました。また、取 得価格については、バリュエー ションレポートによる発電所評価 額及び不動産鑑定評価額の範囲内	①ブルーインフラ7号合同会社 (土 地所有権、太陽光発電設備) ①Kインフラファンド1号合同会社 (土地地上権) ②本資産運用会社の親会社のグ ループ会社にあセットマネジメン ト業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシ ナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外 (土 地所有権) ①Kインフラファンド1号合同会社 (太陽光発電設備) ②本資産運用会社の親会社のグ ループ会社にあセットマネジメン ト業務を委託	特別な利害関係にある者以外 (太 陽光発電設備)

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
	で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。		③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得 特別な利害関係にある者以外（土地地上権）	
	2, 144, 000, 000 円	1年を超えて取得しているため省略	—（土地所有権）、 1年を超えて取得しているため省略（太陽光発電設備）、 —（土地地上権）	—
	2026 年 3 月	2024年11月（土地所有権、太陽光発電設備）、 2023年6月（土地地上権）	—（土地所有権）、 2023 年 6 月（太陽光発電設備）、 —（土地地上権）	—
千葉 成田市名 古屋発電所	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	①ブルーインフラ7号合同会社（土地所有権、太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外（土地所有権） ①K インフラファンド1 号合同会社（太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外（太陽光発電設備）
	899, 000, 000 円	1年を超えて取得しているため省略	—（土地所有権）、 1年を超えて取得しているため省略（太陽光発電設備）	—
	2026 年 3 月	2024年11月	—（土地所有権）、 2023 年 6 月（太陽光発電設備）	—

資産名 (所在地)	投資法人	前所有者等	前々所有者等	前々々所有者等
千葉 山武市椎崎発電所（千葉県山武市）	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	①ブルーインフラ8号合同会社（土地所有権、土地賃借権、太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外	—
	1,062,000,000 円	1年を超えて取得しているため省略	—	—
	2026 年 3 月	2024年11月	—	—
千葉 富津市岩坂発電所（千葉県富津市）	③本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針及び投資基準に合致し、中長期にわたり収益性を確保することができる物件と判断したため、取得しました。また、取得価格については、バリュエーションレポートによる発電所評価額及び不動産鑑定評価額の範囲内で、合理的かつ妥当なものであると判断しています。	①Kインフラファンド1号合同会社（土地地上権） ①ブルーインフラ7号合同会社（太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外（土地地上権） ①K インフラファンド 1 号合同会社（太陽光発電設備） ②本資産運用会社の親会社のグループ会社にあセットマネジメント業務を委託 ③本投資法人への譲渡をメインシナリオとして取得	特別な利害関係にある者以外（太陽光発電設備）
	505,000,000 円	1年を超えて取得しているため省略	—（土地地上権）、 1 年を超えて取得しているため省略（太陽光発電設備）	—
	2026 年 3 月	2023年6月（土地地上権）、 2024年11月（太陽光発電設備）	—（土地地上権）、 2023 年 6 月（太陽光発電設備）	—

(注1) 前所有者等(岩手 奥州市根木町発電所の前所有者等を除きます。)、前々所有者等又は前々々所有者等が1年を超えて物件を所有している為、前所有者等(岩手 奥州市根木町発電所の前所有者等を除きます。)、前々所有者等又は前々々所有者等の取得価格の記載を省略しています。

(注2) 本投資法人は、岩手 奥州市根木町発電所を裏付資産とする信託受益権の準共有持分15%を取得しました。

4. その他

(1) インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の選定方針及び概要(本書の日付現在)

① 選定方針

外部委託先管理マニュアルに基づき、以下の項目を総合的に判断して決定します。

- (1) 信用力
- (2) 反社会的勢力調査
- (3) 内部管理態勢
- (4) 個人データの取扱
- (5) 信用度及び受託実績
- (6) コスト
- (7) 再委託

② 概要

インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の概要

資産名称	インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の概要			
	名 称	住 所	事業内容	選定理由
岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所 岩手 花巻市戸塚発電所 岩手 奥州市根木町発電所 福島 白河市小田川発電所 栃木 鹿沼市富岡発電所 栃木 河内郡上三川町発電所 茨城 行方市麻生東・西	一般財団法人 日本不動産研究所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	不動産鑑定業務、事業価値評価業務	上場不動産投資法人での豊富な経験と実績を有しており、太陽光発電設備の評価についても見識があることに加え、他社との比較を踏まえたコストの妥当性及び納期の信頼性等を総合的に勘案して選定しました。

発電所 千葉 成田市名古屋発電所 千葉 山武市椎崎発電所 千葉 富津市岩坂発電所				
岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所 岩手 花巻市戸塚発電所 岩手 奥州市根木町発電所 福島 白河市小田川発電所 栃木 鹿沼市富岡発電所 栃木 河内郡上三川町発電所 茨城 行方市麻生東・西発電所 千葉 成田市名古屋発電所 千葉 山武市椎崎発電所 千葉 富津市岩坂発電所	一般財団法人 日本不動産研究所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	不動産鑑定業務、事業価値評価業務	上場不動産投資法人での豊富な経験と実績を有しており、太陽光発電設備の評価についても見識があることに加え、他社との比較を踏まえたコストの妥当性及び納期の信頼性等を総合的に勘案して選定しました。

(2) 特定資産の価格等調査者の選定方針及び概要

資産名称	特定資産の価格等調査社の概要			
	名 称	住 所	事業内容	選定理由
岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所 岩手 花巻市戸塚発電所 岩手 奥州市根木町発電所	一般財団法人 日本不動産研究所	〒105-8485 東京都港区虎ノ門1丁目3番1号	特定資産の価格等調査業務	上場不動産投資法人での豊富な経験と実績を有しており、太陽光発電設備の評価についても見識があることに加え、他社との比較を踏まえたコストの妥当性及び納期の信頼性等を総合的に勘案して選定しました。

所 福島 白河市小田川発電所 所 栃木 鹿沼市富岡発電所 栃木 河内郡上三川町発電所 茨城 行方市麻生東・西発電所 千葉 成田市名古屋発電所 千葉 山武市椎崎発電所 千葉 富津市岩坂発電所				
--	--	--	--	--

(3) 「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」及び「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」の作成者の選定方針及び概要

① 選定方針

外部委託先管理マニュアルに基づき、以下の項目を総合的に判断して決定します。

- (1) 信用力
- (2) 反社会的勢力調査
- (3) 内部管理態勢
- (4) 個人データの取扱
- (5) 信用度及び受託実績
- (6) コスト
- (7) 再委託

② 概要

本投資法人の保有資産に関して、「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」及び「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」を作成しているものではありません。

(4) オペレーターの選定基準及び適合状況

① オペレーターの選定基準に関する事項

本投資法人又は賃借人が運用する資産のオペレーターは、以下の基準を満たす者から選定するものとします。オペレーターがオペレーター選定基準を満たさなくなった場合には、かかる状況の改善可能性を検討し、改善が見込めないと判断される場合には、遅滞なく当該基準を満たす新たなオペレーターに変更するものとします。

選定基準	オペレーターの選定基準
①再生可能エネルギー発電設備等（本投資法人が保有する資産の裏付けとなるこれらの資産を含み、以下「運営対象資産」といいます。）が属する種類の資産に係る運営実績	・以下の全てを満たしていることとします。 （a）当該種類の発電設備の運営に関する実績が1年以上あること。 （b）過去2年間に於いて当該種類の発電設備の運営に関する実績が2件以上あること。但し、その出力が500kw以上で、かつ、商業運転段階に於いて半年以上運営を継続したものに限りま。
②運営対象資産の所在する地域における運営体制（人的・組織的・技術的な体制）整備の状況	・以下の点を含む運営体制に関する状況を総合的に判断することとします。 （a）当該資産が立地する地域に於いて発電設備についてモニタリングするための組織が構築されていること（例えば、実際の発電状況等について一括モニタリングできるようなシステムが構築されている等）。 （b）各発電設備の保守管理等の業務（O&M業務）を、第三者に委託する場合、当該委託状況のモニタリングを第一次的に行うための組織が構築されており、それにより、本投資法人も賃貸借契約又はオペレーター業務委託契約等を通じて間接的にモニタリングを行うことができること。
③運営対象資産が属する種類の資産の運営業務に係る社内体制（人的・組織的・技術的な体制）整備の状況	・以下の全てを満たしていることとします。 （a）当該種類の資産の運営業務に携わる人員が常時2名以上（そのうち1年以上の当該業務経験を有している者が1名以上）存在し、そのうち責任者の地位にある者は、1年以上の当該業務経験及び当該業務に係る十分な知識を有していること。 （b）コンプライアンス（法令遵守）に関する十分な社内体制を有していること（例えば、オペレーターが定期的な内部監査を受け、当該内部監査において、コンプライアンスに関する社内体制（法令等遵守態勢、内部通報制度、苦情等への対応、顧客情報等の保護、内部者取引の防止、反社会的勢力への対応、犯罪による収益の移転防止に関する法律への対応、リスク管理態勢、危機管理態勢、内部監査態勢等に関するもの）が十分であることの確認を得ること。）。

選定基準	オペレーターの選定基準
④財務状況	- 原則として以下の全てを満たしていることとします。 (a) 各年度の決算期における(i) (当該選定対象者が連結財務諸表を作成していない場合においては、) 単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっているものではなく、(ii) (当該選定対象者が連結財務諸表を作成している場合には、) 単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となっているものではなく、かつ、連結の損益計算書に示される経常損益も2期連続して損失となっているものではないこと。 (b) 過去2年間に於いて債務超過となっていないこと。 (c) その他当該資産の運営を行うのに必要な財務状況を有することに合理的な疑いを生じさせる事項がないこと。

② オペレーターの選定基準への適合状況

オペレーター	選定基準①	選定基準②	選定基準③	選定基準④
ブルースカイソーラー株式会社	- 太陽光発電設備の運営に関する実績は1年超あります。 - 太陽光発電設備の運営に関する実績として500kw以上の発電設備計20件あり、そのすべてにおいて半年以上の運営を継続しています。そのうち、過去2年間に於ける太陽光発電設備の運営に関する実績は2件以上あります。	- 全国各地に現地事務所を設置し、発電状況をモニタリングする為の遠隔監視システム及び現場対応を通じてリアルタイムの監視を行いオペレーション管理を実施しています。 - オペレーター業務の他に O&M 業務も同社に委託しています。	- ブルースカイソーラー株式会社の太陽光発電設備の運営管理業務に携わる人員は常時12名（本社在籍のみ）在籍しており、そのうち1年以上の業務経験を有しているものが7名（本社在籍のみ）存在し、そのうち責任者の地位にあるものは1年以上の当該業務経験及び当該業務に係る十分な知識を有しています。 - コンプライアンスに関する各種規程、組織体制が整備され、内部監査等も定期的実施されています。	- 単体、連結とも直近2期の経常損益は損失となっているものではありません。 - 過去2年間に於いて債務超過ではありません。 - その他当該資産の運営を行うのに必要な財務状況を有することに合理的な疑いを生じさせる事項はありません。

(5) その他利益相反の可能性のある取引
該当事項はありません。

(6) IRに関する活動状況

以下の基本方針に基づき、開示及びIR活動を行います。

① IRの基本方針

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用にあたり、本投資法人に係る情報開示体制及び情報開示手続を明確にすることにより、本資産運用会社の情報開示業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、本資産運用会社における情報開示手続の審査及び監視体制を確立し、もって、投資家に対して公平かつ適時・適切な情報開示を行うための体制を整備するものとします。

② 適時開示

本資産運用会社は、利害関係者取引（投信法上の利害関係人等取引を含みます。）が、本投資法人の投資口が上場する金融商品取引所の定める情報の適時開示に関する規定により開示が必要とされる取引に該当する場合、速やかに当該情報を開示するものとします。本資産運用会社の役職員は、本投資法人及び本資産運用会社に関わる重要な資産運用及び経営情報（開示すべき事項かどうかの判断が難しい場合も含みます。）（以下「重要情報等」といいます。）について、当該情報の判明後、所属する部の部長に当該情報の確認を求め、直ちに、所属する部の部長経由で情報開示責任者（経営管理部長）に対して報告するものとします。情報開示責任者は、報告を受けた情報に関し、情報開示の要否及び開示する場合の方法等について速やかに検討し、コンプライアンス・オフィサー及び代表取締役役に報告するものとし、代表取締役役はコンプライアンス・オフィサーの意見を踏まえて情報開示の要否及び情報開示の方法を決定するものとします。

③ IR活動

（i）投資法人のホームページによる情報提供

（ii）動画説明

・YouTube等を用いた決算説明

④ IR手段の概要

投資主構成等（属性別保有比率、属性別投資主数、売買高等）を踏まえ、IRターゲットにあわせたIR手段を設定します。

⑤ 適時開示体制

本資産運用会社は、本投資法人に係る情報開示体制及び情報開示手続を明確にすることにより、本資産運用会社の情報開示業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、本資産運用会社における情報開示手続の審査及び監視体制を確立し、もって、投資家に対して公平かつ適時・適切な情報開示を行うための体制を整備するものとします。

本資産運用会社は、利害関係者取引（投信法上の利害関係人等取引を含みます。）が、本投資法人の投資口が上場する金融商品取引所の定める情報の適時開示に関する規定により開示が必要とされる取引に該当する場合に、これらの情報を公平かつ適時、適切に投資家に開示することを目的として、適時開示規程を定めています。

適時開示の担当部署は経営管理部とし、適時開示の情報取扱責任者は、経営管理部長とします。また、適時開示における法令遵守態勢を維持し、適時開示の内容その他についてコンプライアンス上のチェックを担う責任者を、コンプライアンス・オフィサーとします。情報取扱責任者及びコンプライアンス・オフィサーは、適時開示を行うに当たり、法令遵守に十分留意して適時開示を行うものとします。

なお、適時開示についての本資産運用会社内のプロセスは以下のとおりです。

本資産運用会社の役職員は、本投資法人及び本資産運用会社に関わる重要情報等について、当該情報の判明後、所属する部の部長に当該情報の確認を求め、直ちに、所属する部の部長経由で情報開示責任者（経営管理部長）に対して報告するものとします。情報開示責任者は、報告を受けた情報に関し、情報開示の要否及び開示する場合の方法等について速やかに検討し、コンプライアンス・オフィサー及び代表取締役役に報告するものとし、代表取締役役はコンプライアンス・オフィサーの意見を踏まえて情報開示の要否及び情報開示の方法を決定するものとします。開示することとされた情報については、情報開示担当部門がその開示内容を検討し、開示資料等を作成するものとします。

東証適時開示（東京証券取引所が定める有価証券上場規程第1513条に基づき行う適時開示をいいます。以下同じです。）は、東証が運営する「適時開示伝達情報システム（TDnet）」を通じて開示するものとし、自主適時開示（東証適時開示の対象とならない情報で、投資家にとって有用かつ適切と判断する情報について、本投資法人及び本資産運用会社において自主的に行う開示をいいます。）は、東証適時開示に準じて開示するものとします。

（7）反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ・ 本資産運用会社はコンプライアンス・マニュアルに規定している「反社会的勢力への毅然とした対応」を的確に実施し排除を徹底するために「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、組織全体として断固とした姿勢で対応します。
- ・ 反社会的勢力排除の主管部門は、経営管理部とし、経営管理部長をその責任者としています。
- ・ 反社会的勢力対応部署において、反社会的勢力に対しては、警察、全国暴力追放運動推進センター、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターや弁護士等の外部専門機関と連携して対応します。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、経営管理部長と協議を行い、法的判断・弁護士との連携及び法的措置を担当するものとします。
- ・ 役職員等は、不当要求等に接した場合、又はそのおそれがある事態が発生した場合並びに他の役職員等がかかる事態に陥ったと思料される場合、速やかに、所属部門長及び経営管理部長に報告するものとします。

以 上

リスク管理方針

本資産運用会社が再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産について管理するリスクの特定、リスクの把握・認識方法、リスクリミット、リスク低減の方策（リスクへの対処方針）及びリスク発現時のリスク削減方法等については、以下のとおりです。

a. 事業リスク

i. 賃借人及びオペレーターの信用リスク

リスクの特定	- 再生可能エネルギー発電設備等（本投資法人の投資法人規約第33条第1項第1号①及び②に掲げる資産並びにこれらに付随又は関連する資産をいいます。以下同じです。なお、以下、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる再生可能エネルギー発電設備等について言及する場合、「再生可能エネルギー発電設備等」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等も含むものとします。）の賃借人（以下「賃借人」といいます。）の財務状況が悪化した場合、資金の不足が生じた場合又は賃借人に関して倒産手続等が開始した場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞るリスク。 - オペレーター（運用資産の運営に関する事項を主導的に決定する者として株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程及び同施行規則に定める者をいいます。以下同じです。）につき、財務状況の悪化や倒産手続等により業務遂行能力を著しく低下又は喪失する可能性があり、これらにより、再生可能エネルギー発電設備等の管理・運営が十分に行われなくなる又は不可能となるリスク。
リスクの把握・認識方法	- 賃借人及びオペレーターの財務状況について、賃貸借契約又は運営委託契約において決算情報等の必要な情報の提供を賃借人及びオペレーターに義務づける条項を設け、これに基づき決算情報を賃借人及びオペレーターから提出を受けて確認や分析する等して当該リスクを把握・認識します。 - オペレーターについては、オペレーター選定基準への適合性について継続的にモニタリングを行います。但し、オペレーターが上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができます。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	- 賃借人については、当該賃借人が締結している賃貸借契約上の賃料債務その他の重要な債務について債務不履行が生じること又はその具体的可能性が生じ、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない状態となることをもってリスクリミットとします。 - オペレーターについては、オペレーター選定基準に定めるオペレーターの信用に係る基準に抵触し、所定の期限内にこれを解消する見込みがたたない事態となったことをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	- 賃借人については、倒産隔離措置が講じられた特別目的会社（SPC）とし、賃借人自身の債務不履行リスク及び倒産リスクを極小化します。また、リスクリミットが生じるリスクを低減すべく、必要に応じて、賃貸借契約上、適正な金額の準備金の積立てその他の賃料債務等の履行を担保するための措置を設けます。 - オペレーターについては、オペレーター選定基準に基づき信用力のあるオペレーターを選定するとともに、当該オペレーターが継続的に選定基準を満たす状態を確保するようモニタリングします。 - リスクリミットへの抵触を賃借人との賃貸借契約又はオペレーターとの運営委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、賃貸借契約又は運営委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を検討できるようにします。 - 賃借人又はオペレーターの信用リスクが顕在化した場合に賃借人の変更又はオペレーターの変更を円滑かつ迅速に行うことを可能とするため、賃貸借契約又は運営委託契約に本投資法人の主導によりオペレーターの交代を行うための条項を設けることを検討するほか、賃貸借契約及び運営委託契約の契約上の地位の譲渡予約契約やバックアップ賃借人又はバックアップオペレーターを確保するための契約等を事前に締結するなど、賃借人又はオペレーターの信用リスクの程度に照らして必要と認める範囲で事前の対策を講じることも検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	モニタリングの結果、賃借人又はオペレーターの信用リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、賃貸借契約又は運営委託契約の解除及び新たな賃借人又はオペレーターの選任を行うことを検討します。

その他	・ 該当事項はありません。
-----	---------------

ii. オペレーターの能力に関するリスク

リスクの特定	・ 運用資産の管理・運営は、オペレーターの能力、経験及び知見によるところが大きいところ、当該能力等の不足により、オペレーターが再生可能エネルギー発電設備等を適切に管理・運営できないリスク。
リスクの把握・認識方法	・ オペレーターの運営状況について、運営委託契約において決算情報等の必要な情報の提供をオペレーターに義務づける条項を設け、これらに基づき再生可能エネルギー発電設備等の運営に関する実績等（再生可能エネルギー発電設備等の運営事業に係る売上高、出力、発電設備についてモニタリングするための組織、運營業務に携わる人員の人数及び責任者の地位にある者の業務経験等を含みます。）を確認する等してオペレーター選定基準への適合性について継続的にモニタリングを行い、当該リスクを把握・認識します。但し、上場会社等であって公開情報のみにより十分な情報を入手できる場合には、当該公開情報によりモニタリングを行うことができます。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	・ オペレーター選定基準に定めるオペレーターの能力に係る基準への抵触し、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない事態となったことをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ オペレーターとの運営委託契約に、自ら又は賃借人をして本投資法人が認める者をオペレーターとするために必要な条項を設けます。 ・ オペレーター選定基準に基づき能力のあるオペレーターを選定するとともに、当該オペレーターが継続的に選定基準を満たす状態を確保するようにモニタリングします。 ・ リスクリミットへの抵触をオペレーターとの運営委託契約の解除事由とし、当該時点における状況を踏まえ、運営委託契約の解除及び新たなオペレーターの選任を検討できるようにします。 ・ オペレーターの能力に関するリスクが顕在化した場合にオペレーターの変更を円滑かつ迅速に行うことを可能とするため、賃借人とオペレーター間の運営委託契約に本投資法人の主導によりオペレーターの交代を行うための条項を設けるほか、運営委託契約の契約上の地位の譲渡予約契約等を事前に締結するなど、オペレーターの能力に関するリスクの程度に照らして必要と認める範囲で事前の対策を講じることを原則とします。
リスク発現時のリスク削減方法	・ モニタリングの結果、オペレーターの能力リスクに係る当該リスクリミットへの抵触が確認された場合には、運営委託契約の解除及び新たなオペレーターの選任を行うことを検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

iii. 再エネ特措法に基づく認定が取り消される又は失効するリスク

リスクの特定	・ FIT 制度又は FIP（Feed in Premium）制度の適用を受けるためには、再生可能エネルギー発電事業計画に係る経済産業大臣の認定を受ける必要があるところ、認定事業者が認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業計画が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に定める基準に適合しなくなったとき又は認定事業者が経済産業大臣の改善命令に違反したとき、これらにより認定が取り消される又は失効するリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、認定の取消事由の有無を調査し、事業計画認定が取り消される又は失効するリスクの有無及び程度を検証します。 ・ 再生可能エネルギー発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていること並びに認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に定める基準に適合することを、定期的に（少なくとも 1 か月に 1 回以上）オペレーター等を通じて確認します。

	・ 賃貸借契約及び運営委託契約において、認定事業者たる賃借人が経済産業大臣の改善命令を受けた場合は、直ちにその旨及び改善命令の内容を本投資法人に報告し、その後の改善命令の遵守状況等の必要な情報を提供することを賃借人及びオペレーターに義務付ける条項を設け、改善命令違反により認定取消事由が発生するリスクを把握・認識します。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	・ 認定取消事由が生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 賃貸借契約において、認定事業者たる賃借人に認定を維持することや、再生可能エネルギー発電事業計画（事業計画策定ガイドラインを含みます。）に従って太陽光発電事業を行うことを義務付ける条項を設け、認定取消事由が生じないようにします。 ・ 再生可能エネルギー発電設備等の点検及び保守を適切に行うことができる O&M 業者を選任することにより適切なメンテナンス体制を維持することで、設備の保守点検及び維持管理の観点から認定の取消事由が生じないようにします。 ・ 賃貸借契約又は運営委託契約上、再生可能エネルギー発電事業計画の変更を行おうとする場合には予めその旨を通知させるとともに、賃貸借契約又は運営委託契約において、法令に従って変更に関する認定申請又は届出が行われることを義務付けます。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 認定取消事由が生じたこと又はそのおそれが生じたことが明らかになった時点で賃借人若しくはオペレーター等を通じて必要な対策を実施させ、又は必要と判断する対策を自ら実施することで、可能な限り早期に当該事由又はそのおそれを解消させます。
その他	・ 該当事項はありません。

iv. 事故・災害による再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化のリスク

リスクの特定	・ 再生可能エネルギー発電設備等においては、電気工作物の使用等の危険性のある活動が行われ、又は強風等による太陽電池モジュールや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備等特有の事故等が発生する可能性があり、再生可能エネルギー発電設備等においてかかる事故等が発生した場合、当該再生可能エネルギー発電設備等が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。 ・ 火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、高潮、強風、暴風雨、積雪、洪水、落雷、竜巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第三者による盗難、損壊行為等の不法行為若しくは動植物による被害により再生可能エネルギー発電設備又は事業用地が滅失、劣化若しくは毀損し、その価値が悪影響を受けるリスク。 ・ 再生可能エネルギー発電設備等は、いずれも十分な期間の操業記録がなく、経年劣化や将来にわたる故障の発生率等の正確な予測が困難であることから、実際の発電量が想定を下回るリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得前に、デューディリジェンス・鑑定評価実施基準に基づきデューディリジェンスを行い、テクニカルレポート（土壌調査に関するレポートを含みます。）及び地震リスク評価（PML）レポートを取得し、耐震性能判断その他事故・災害における投資対象資産の毀損等のリスクの有無及び程度を検証し、取得の是非を判断します。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	・ 本投資法人による借入債務その他の債務の弁済に支障を及ぼすことをリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 賃貸借契約又は運営委託契約上、設備の維持管理計画（長期修繕計画を含みます。）を賃借人又はオペレーターに立案させ、当該計画に基づいた維持管理を行うことを義務付けます。 ・ 再生可能エネルギー発電設備等には事故・災害による毀損等のリスクに対応するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、火災保険、損害賠償保険、利益保険等を付保します。劣化のリスクについては、取得時に、EPC 業者又は再生可能エネルギー発電設備を構成する部品のメーカー等が負う保証責任又は担保責任等の追及の可否を確認した上で、それを踏まえた投資判断を行い、取得後は、予め策定された計画に従い適切に再生可能エネルギー発電設備等の修繕及び資本的支出を行います。さらに、再生可能エネルギー発電設備等の点検及び保守を

	適切に行うことができる O&M 業者を選任し、事故・災害による再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化が生じた際に被害を最小化するための適切なメンテナンス体制を構築及び維持するとともに、当該 O&M 業者に対して事故・災害が発生した場合の対応を義務付けることで、再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化による被害が生じる可能性を低減します。また、賃貸借契約、運営委託契約及び O&M 契約において、適切な保守・管理を義務付けるとともに、期中の発電量、売電収入等、再生可能エネルギー発電設備等の適切な管理及び修繕の実施等の定期的な報告義務並びに事故・災害が生じた場合の報告義務を規定し、当該リスクを適時に把握・認識できる態勢を構築します。 専門業者からテクニカルレポートを取得する等、取得時における可能な限り最新の経年劣化や将来にわたる故障の発生率等のデータを入手し、より正確な予想を行うことができるように努力します。
リスク発現時のリスク削減方法	事故・災害による再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失及び劣化が生じた場合又はその具体的可能性が生じた場合には、保険又は瑕疵担保責任若しくは契約不適合責任に基づく権利行使が可能な場合にはこれを行うとともに、修繕を行うことが経済的に合理性を有すると判断した場合には、適切な時期（可能な範囲で早期）に修繕を行います。
その他	該当事項はありません。

v. 発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク

リスクの特定	- 賃借人が賃貸借契約において解約権を留保している場合や賃借人が破たんした場合等において、契約期間中に賃貸借契約が終了したとき、又は賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされないときに、新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間の賃料が得られないリスク。 - 上記の場合において、既存の賃借人が、新たな賃借人へ再生可能エネルギー発電事業計画認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者（発電事業者から電気を買取る電気事業者をいいます。以下同じです。）及び接続電気事業者（再エネ特措法第2条第4項に定める電気事業者及び電気事業法第2条第1項第11号に規定する送電事業者をいいます。以下同じです。）との間の契約上の地位を移転させることに協力せず、又は買取電気事業者及び接続電気事業者の承諾が得られないことにより、新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得等が必要となり、当初よりも低い買取価格が適用されるリスク。
リスクの把握・認識方法	- 一義的には、賃借人の信用リスクと同様の方法により把握・認識を行います。 - 賃貸借契約において決算情報等の必要な情報の提供を賃借人に義務付ける条項を設け、これに基づき決算情報を賃借人から提出を受けて確認する等してモニタリングを行い、賃借人の財産的基盤を把握・認識の上で、賃借人の破たんその他の事由により賃貸借契約が終了し、又は更新されないおそれを認識します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	賃借人が破たんした場合等において、新たな賃借人へ再生可能エネルギー発電事業計画認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位を移転させることができず、新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得等が必要となり、当初よりも低い買取価格が適用される具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	- 新たな賃借人の選任に備えて、予め円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、再生可能エネルギー発電事業計画認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに買取電気事業者若しくは接続電気事業者の承諾等）を講じることを検討します。 - リスクリミットが生じた場合に、新たな賃借人への賃貸借を行うことが可能となるよう、賃貸借契約上必要な条項を設けます。 - 新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間に賃料が得られないこと等による本投資法人への悪影響を低減するため、事前の計画に基づき、本投資法人は一定以上の金額を積み立てるとともに、借入先との間で融資枠（コミットメント・ライン）を設定するよう努力します。
リスク発現時のリスク削減方法	リスクを認識・把握した段階で、賃借人と再生可能エネルギー発電事業計画認定上の発電事業者たる地位並びに買取電気事業者及び接続電気事業者との間の契約上の地位の移転につき、事前に地位譲渡予約及びその承諾等が得られている場合には、賃借人の交代を早急に検討し、状

	況に応じて交代を行います。事前に地位譲渡予約及びその承諾等が得られていない場合には、早急に地位譲渡及びその承諾等に関する交渉を行います。 ・ 賃借人を変更する場合において、新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得等が必要となった場合には、可及的速やかに新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得等を行い、賃借人の変更による本投資法人の収益への悪影響を最小化することを目指します。
その他	・ 該当事項はありません。

vi. O&M 業者、EPC 業者又はメーカーに関するリスク

リスクの特定	・ 再生可能エネルギー発電設備等の維持管理・運営について、実際の維持管理・運営を委託する O&M 業者の業務遂行能力に大きく依拠すると、当該 O&M 業者における人的・財産的基盤が将来にわたって維持されないリスク。 ・ O&M 業者が、他の顧客から当該他の顧客の再生可能エネルギー発電設備等の維持管理・運営業務を受託し、本投資法人の再生可能エネルギー発電設備等に係る O&M 業務と類似又は同種の業務を行う場合において、当該 O&M 業者が本投資法人以外の顧客の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害するリスク。 ・ 欠陥、瑕疵等又は再生可能エネルギー発電設備等の劣化等に備えて、本投資法人又はオペレーターが EPC 業者又はメーカーに対して、表明保証責任、瑕疵担保責任若しくは契約不適合責任又はメーカー保証の履行を求める権利を有する場合があるところ、EPC 業者又はメーカーが破たんや解散したり無資力等になっているために実効性がなく、本投資法人に損失又は補修若しくは交換等の費用が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 公開情報又は賃貸借契約若しくは O&M 業者等との契約上の条項等に基づいて必要な情報の提供を義務付ける条項を設ける等により、業務体制（人的体制を含みます。以下同じです。）及び財務に関する情報を確認する等してモニタリングを行い、O&M 業者等の人的・財産的基盤を把握・認識します。 ・ EPC 業者又はメーカーの無資力リスクに対しては、取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備の EPC 業者又はメーカーに関する情報及びそれらの瑕疵担保責任若しくは契約不適合責任又は性能保証等の内容を調査し、瑕疵担保責任若しくは契約不適合責任又は性能保証等の有効期間内に必要な補修や交換等を受けられなくなるリスクの有無を調査し、検証します。また、表明保証責任、瑕疵担保責任若しくは契約不適合責任又はメーカー保証の履行を求める権利の有効期間においては、財務に関する公開情報を確認する等してモニタリングを行い、EPC 業者又はメーカーが無資力となるおそれを把握・認識します。 ・ 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、毀損、滅失又は劣化の有無を調査し、毀損、滅失又は劣化による被害が生じるリスクの有無及び程度を検証します。
リスクリミット （リスク発見時に想定される事項）	・ O&M 業者、EPC 業者又はメーカーの破たん、解散、無資力等により、O&M 契約上の O&M 業務の提供その他の債務について重大な債務不履行が生じること又はその具体的可能性が生じ、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない状態となること、権利実行への重大な悪影響が生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策 （リスクへの対処方針）	・ O&M 業者の業務体制の変更がある際には予め又は遅滞なく変更後の業務体制の内容について報告を受けるようにします。 ・ O&M 業者については、リスクリミットが生じた場合に O&M 契約を解除し、新たな O&M 業者への O&M 業務の委託を行うことが可能となるよう、O&M 業者に関する情報を継続的に入手します。 ・ 前記「iv. 事故・災害による再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化のリスク」と同様の方法により再生可能エネルギー発電設備の毀損、滅失又は劣化による被害が生じる可能性を低減します。 ・ 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、毀損、滅失又は劣化による被害が生じる可能性が認められる場合には、必要に応じて被害が生じた場合の取得の拒否や売主への損害賠償等の請求が可能となるよう、売買契約上、必要な条項を設けます。

	再生可能エネルギー発電設備等の保守管理等の費用を想定以上に本投資法人が負担することとなった場合に、当該費用の支払に充てる資金を適時に準備又は調達することを目的として、事前の計画に基づき、本投資法人は一定以上の金額を積み立てます。
リスク発現時のリスク削減方法	モニタリングの結果、O&M 業者のリスクの顕在化のおそれが確認された場合には、O&M 契約の解除及び新たな O&M 業者の選任を行うことを検討します。EPC 業者又はメーカーが無資力等となるおそれを確認した場合には、付保範囲の拡大又は修繕等の計画の見直し、担保の設定その他の権利保全のための方法を検討します。
その他	該当事項はありません。

vii. FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気を買収する事業者（買取電気事業者）に関するリスク

リスクの特定	FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気の販売先である買取電気事業者が破たんした場合等において、当該買取電気事業者に販売することを予定していた電気を販売することができないリスク。
リスクの把握・認識方法	公開情報又は買取電気事業者との契約において必要な情報の提供を義務づける条項を設ける等により、買取電気事業者の財務に関する情報を確認する等してモニタリングを行い、買取電気事業者の財産的基盤を把握・認識します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	買取電気事業者の破たん、解散、無資力等により、当該買取電気事業者において再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気を買収することができないこと又はその具体的可能性が生じ、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない状態となることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	- 買取電気事業者の財務状況の変更がある際には予め又は遅滞なく報告を受けるようにします。 - リスクリミットが生じた場合に、新たな買取電気事業者への売電が可能となるよう、買取電気事業者に関する情報を継続的に入手します。
リスク発現時のリスク削減方法	モニタリングの結果、買取電気事業者のリスクの顕在化のおそれが確認された場合には、当該買取電気事業者との契約の解除及び新たな買取電気事業者との間で再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気の買取契約の締結を行う又は卸電気取引所において電気の販売を行うことを検討します。
その他	該当事項はありません。

viii. 境界の未確定のリスク

リスクの特定	- 事業用地の境界に関して、紛争が生じ、境界確定の過程で敷地の面積が減少する等により発電所敷地の面積や形状が変動することによって再生可能エネルギー発電設備の撤去又は移動等が必要となり、又はこれらの結果として、本投資法人に紛争や再生可能エネルギー発電設備の撤去又は移動等に対応するための費用や賠償責任が生じ、再生可能エネルギー発電設備等に係る収入が減少する可能性があるリスク。 - 訴訟費用及び損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、事業用地等について予定外の費用又は損失を負担する可能性があるリスク。 - 境界未確定の事実が事業用地等処分の際の障害となる可能性があるリスク。
リスクの把握・認識方法	再生可能エネルギー発電設備等取得時のデューディリジェンスにおいて、その事業用地の境界確定の状況や再生可能エネルギー発電設備の形状等について個別に確認を行います。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	事業用地の隣地所有者から境界確定同意が取得できないことに起因して再生可能エネルギー発電設備等の運営に重大な悪影響を及ぼすおそれが生じること又は当該再生可能エネルギー発電設備等の処分が困難となる具体的なおそれが存在することをもってリスクリミットとします。

リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- 境界確定を実施する場合（原則） 本投資法人が再生可能エネルギー発電設備等を取得するに当たっては、境界について専門家の調査を実施し、本投資法人がその事業用地を取得するか否かにかかわらず、隣地との間の境界が確定していることを原則とし、境界が確定していない場合には境界確定を実施します。 - 境界確定を実施しない場合（例外） 各隣地との境界が以下のいずれかに該当し、専門家の調査を考慮の上、境界未確定のリスクが限定的と判断する場合には、例外的に、当該境界の確定を実施しないことができるものとします。 - i 国土調査法に基づく地籍調査が完了している場合において、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の前所有者又は現所有者との関係及び当該敷地に設置されている再生可能エネルギー発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。 - ii 当該境界について現況測量が実施されており、かつ、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じていない場合。 - iii 当該境界と再生可能エネルギー発電設備との間に十分なバッファ（間隔）がある場合において、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の前所有者又は現所有者との関係及び当該敷地に設置されている再生可能エネルギー発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合（「境界と再生可能エネルギー発電設備との間に十分なバッファ（間隔）がある場合」に該当するか否かは、境界とフェンス、アレイその他の設備との距離並びに境界部分及びその周辺の地形その他の状況を総合的に勘案して判断します。かかる文脈における「境界」とは、公図、現地の状況、周辺の境界標等を勘案して境界が存在すると推測される箇所をいいます。）。 - iv 当該境界について境界確定を行うことが実務上難しい場合であって、隣地の所有者又は管理者から境界に関する指摘がなされておらず、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと合理的に判断できる場合。 - v 再生可能エネルギー発電設備等に係る売買契約において、境界未確定の部分においてフェンス、アレイその他の設備が隣地に越境していることが判明した場合、当該設備の移設その他越境の解消に要する費用を売主に負担させることが合意されており、境界未確定のリスクが発現した場合においても本投資法人が損害を被るおそれが限定的と判断できる場合。なお、売主に対して費用請求又は損害賠償請求できる期間については、一定の制限（原則として、2年間を下限とします。）を設けることができるものとします。 - vi 事業用地の隣地の所有者が事業用地の所有者と同一の場合で、境界に関する紛争又は認識の不一致が確認されない場合。
リスク発現時のリスク削減方法	事業用地の隣地所有者等から境界に関する苦情やクレームがなされる等、境界に関する紛争が生じる懸念が生じた場合には、賃借人若しくはO&M業者等を通じて早期に対応し、又は必要と判断する対策を自ら実施することで、紛争及びこれに伴う本投資法人に発生する費用や損失等の発生可能性や程度を最小化することを目指します。
その他	該当事項はありません。

b. 市況、景気、需要変動リスク

i. インフレにより売電価格の価値が実質的に低下すること等によるリスク

リスクの特定	FIT 制度の下では、再生可能エネルギー電気買取価格（以下「売電価格」といいます。）は、調達期間にわたり固定されているため、インフレにより他の物価が上昇した場合、売電価格の価値が実質的に低下し、再生可能エネルギー発電設備等の価格が実質的に低下するリスク。
リスクの把握・認識方法	インフレに関する経済動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	インフレによって売電価格の価値が実質的に著しく低下した場合（例えば、従前の買取価格よりも新規の売電価格の額面が著しく高い場合等）等をもってリスクリミットとします。

リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- インフレに伴い調達価格が相当程度上昇した場合には、低額の買取価格が適用される既存の保有資産の売却を検討するとともに、継続的に直近の調達価格が適用される資産を取得するよう努めることにより、インフレの影響を低減します。 - インフレが生じた場合、賃借人又はオペレーターは、新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得や、本投資法人の要請に従い、売電先の変更に向けた検討を行うものとし、検討の結果、新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得や売電先が変更された場合は、賃借人たる本投資法人との間で新たな売電価格を踏まえ、賃料について増額改定を協議するような規定を賃貸借契約に設けるよう努力します。
リスク発現時のリスク削減方法	インフレ等の影響により、収益力が損益分岐点を下回り、又は使用価値がその投資額を下回ると判断される資産については、新しい再生可能エネルギー発電事業計画認定の取得や売電先の変更を賃借人若しくはオペレーターに要請し、又は当該資産の売却、入替え等による収益の向上を図ります。
その他	該当事項はありません。

ii. 借入れ及び投資法人債の金利に関するリスク

リスクの特定	FIT 制度の下では、再生可能エネルギー電気の買取価格（調達価格）は、調達期間にわたり固定されているため、借入時及び投資法人債発行時の市場動向等によって金利水準が上昇した場合や、変動金利の場合はその後の市場動向等により金利が上昇した場合に、基本的な収益は変わらないにもかかわらず利払額が増加するリスク。
リスクの把握・認識方法	金利水準の変動を中心とした経済動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	変動金利の支払額が増加し、投資主に対する利益分配が2営業期間連続して不可能となることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	運用ガイドラインに定める財務方針に従い、金利変動リスクの軽減を図るため、長期・短期の借入期間、固定・変動の金利形態等のバランスを図ります。
リスク発現時のリスク削減方法	原則として、金利スワップ契約又は金利キャップ契約等を締結することにより変動金利の実質的固定化を図ります。
その他	該当事項はありません。

iii. 技術革新等により、本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備等の需要が低減するリスク

リスクの特定	技術革新等により、発電の変換効率が向上する等して発電コストが低下した結果、本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備等のセカンダリー取引市場における価格が低下し、当該再生可能エネルギー発電設備等の価値が下落するリスク。
リスクの把握・認識方法	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が発表する公開情報等により情報を収集し、発電設備の技術革新等について把握・認識します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の資産価値が無価値となることをもってリスクリミットとします。

リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	・ 下記「その他」欄に記載のとおり。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 下記「その他」欄に記載のとおり。
その他	・ 該当事項はありません。

iv. FIT 制度及びFIP 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気の市場での価格のボラティリティに関するリスク

リスクの特定	・ FIT 制度及びFIP 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気の販売価格が下落するリスク
リスクの把握・認識方法	・ 市場における再生可能エネルギー電気の価格に関する情報を収集して、価格のボラティリティに関するリスクを把握・認識します。
リスクリミット (リスク発現時に想定される事項)	・ 販売価格の下落により、本投資法人にとって経済合理性のある価格での売電ができなくなる具体的なおそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	・ 売電契約において価格変動が生じないよう電気料金の算定方法を約定することを検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 小売電気事業者であるスポンサーへの経済合理性のある価格での売電を検討するとともに、売電市場、卸電力取引所、非化石価値取引市場、当該再生可能エネルギー発電設備等のセカンダリー取引市場の動向及びそれらを踏まえた具体的な売却条件等を勘案して再生可能エネルギー発電設備等を売却することも検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

v. FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気（電気に付随する環境価値その他の価値を含みます。以下、本 v において同じです。）の需要に関するリスク

リスクの特定	・ FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気を買取電気事業者に販売できないリスク
リスクの把握・認識方法	・ 再生可能エネルギー電気の需要に関する情報を収集して、需要に関するリスクを把握・認識します。
リスクリミット (リスク発現時に想定される事項)	・ 当該再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気に係る売電契約を買取電気事業者との間で締結することが困難となる具体的なおそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	・ FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等について、当該再生可能エネルギー発電設備等により発電した電気を買取電気事業者に対して直接又は卸電力取引所を通じて売却することを検討する際、スポンサーサポート契約（関連又は付随する覚書等を含みます。以下同じです。）に基づくブルースカイソーラー株式会社及び大阪瓦斯株式会社からの売電支援を活用して、売却手段の早期確保に努めます。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 小売電気事業者であるスポンサーへの売電を検討するとともに、売電市場、卸電力取引所、非化石価値取引市場、当該再生可能エネルギー発電設備等のセカンダリー取引市場の動向及びそれらを踏まえた具体的な売却条件等を勘案して再生可能エネルギー発電設備等を売却することも検討します。

その他	・ 該当事項はありません。
-----	---------------

c. 特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）

i. 電気事業者の需要リスク・信用リスク

リスクの特定	・ FIT 制度が適用される再生可能エネルギー発電設備等については、FIT 制度の下では、発電事業者は、調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する特定契約の締結が義務付けられており、現行の買取電気事業者による特定契約が何らかの理由により終了したとしても、他の買取電気事業者との間で特定契約の締結を求めることができるため、需要者（利用者）は限定されていません。 ・ FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気については、当該電気及び付随する環境価値その他の価値の需要がある限り、需要者（利用者）は限定されていません。
リスクの把握・認識方法	・ 下記「その他」欄に記載のとおり。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	・ 下記「その他」欄に記載のとおり。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 下記「その他」欄に記載のとおり。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 下記「その他」欄に記載のとおり。
その他	・ FIT 制度が適用される再生可能エネルギー発電設備等については、別個の管理対象とはせず、下記「e. 制度変更リスク」において管理を行います。 ・ FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等については、別個の管理対象とはせず、上記「b. 市況、景気、需要変動リスク、v. FIT 制度が適用されない再生可能エネルギー発電設備等で発電した電気の需要に関するリスク」において管理を行います。

ii. 発電事業者の需要リスク・信用リスク

リスクの特定	・ 本投資法人は再生可能エネルギー発電設備等を賃貸して運用するところ、再生可能エネルギー発電設備等を賃借して運用する発電事業者を見出す必要が発生するリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、調達期間又は交付期間中及び調達期間又は交付期間経過後を含む本投資法人による保有期間中の賃貸借実施の可能性について調査し、検証します。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	・ 賃貸借契約を継続して締結できる見込みがたたない状態となることをもってリスクリミットとします。なお、賃借人の変更のために一時的に賃貸借契約が締結できないことは、かかるリスクリミットに抵触しないものとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 調達期間及び交付期間並びに賃借人の信用力等を勘案の上、賃貸借契約の契約期間を長期にし、かつ、賃借人の選択による同契約の解約を制限するか、又は契約期間が短期であっても、本投資法人の選択により強制的に再契約を可能とする等により長期に賃貸借契約が存続する蓋然性を高めます。 ・ 必要に応じてバックアップ賃借人等との協議を行う等、事前の対策を検討します。また、再生可能エネルギー発電設備等の取得にあたり、賃借人の債務不履行リスク及び倒産リスクを低減するために、原則として、当該再生可能エネルギー発電設備等における発電事業及び売電事業のみを行う SPC を賃借人とします。

リスク発現時のリスク削減方法	賃貸借契約の解除又は再契約の不実施等、新たな賃借人との新たな賃貸借契約の締結等が必要となった際には、スポンサーサポート契約に基づくサポートを活用する等により、早期に新たな賃借人を確保することに努めます。
その他	該当事項はありません。

d. 流動性リスク

i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク

リスクの特定	再生可能エネルギー発電設備等の取引市場は未成熟であり、再生可能エネルギー発電設備等の流動性は低い状況にあるため、必ずしも処分を希望した再生可能エネルギー発電設備等を処分することができるとは限らず、また、処分が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で処分できないリスク。
リスクの把握・認識方法	- 再生可能エネルギー発電設備等を取り巻く経済的状況に注視することにより当該リスクを把握・認識します。再生可能エネルギー発電設備等に関する市場が形成され、又は売買事例が成立したときは、当該市場又は取引に関して継続的に情報を収集するように努めます。 - 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、将来の処分を困難とする事象の有無及び程度を調査し、再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスクの有無及び程度を検証します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	再生可能エネルギー発電設備等を処分する必要が認められるにもかかわらず、当該処分を適時に適正価格で実行することができない具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	- 事業開始後、一定期間経過後までに再生可能エネルギー発電設備に関する市場が形成されない場合には、早期に再生可能エネルギー発電設備等の処分の可能性について検討を行います。また、再生可能エネルギー発電設備に関する市場が形成された場合には、上記に加え、当該市場における取引事例を分析し、保有する再生可能エネルギー発電設備等の調達期間等を考慮の上で、市場における適切な売却時期を検討します。 - 再生可能エネルギー発電設備等の権利関係等について、再生可能エネルギー発電設備等の将来の処分を制限する可能性のある事象が存在する場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の処分の可能性も考慮の上、事前の対策を講じることについても検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	処分を行う際には、再生可能エネルギー発電設備等の廃止に係る費用等を考慮し、本投資法人にとって有利であると考えられる価格及び時期での再生可能エネルギー発電設備等の処分を行います。
その他	運用ガイドラインに定める売却方針として、投資対象資産については中長期保有を原則とします。

ii. 資金繰りに悪影響を及ぼすリスク

リスクの特定	弁済期の到来した借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができない場合で、希望した価格その他の条件で運用資産たる再生可能エネルギー発電設備等の処分もできない場合に資金繰りがつかなくなるリスク。
リスクの把握・認識方法	- 再生可能エネルギー発電設備等の流動性については、前記「i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク」と同様の方法により把握・認識を行います。 - 弁済期前の早期の時期から、借入れについては既存の貸付人との間で借換えの協議を始めて借換えの可能性や条件等を把握し、投資法人債については投資法人債市場の動向を調査し起債の可能性や条件等を把握し、当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット（リスク発現時に想定される事項）	- 再生可能エネルギー発電設備等の流動性に関するリスクリミットについては、前記「i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク」と同様とします。 - 有利子負債比率は、資金余力の確保に留意した設定とし、巡航ベースで60%前後程度の保守的な運用を行うものとします。

リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- 再生可能エネルギー発電設備等の流動性に関するリスク低減の方策については、前記「i. 再生可能エネルギー発電設備等を処分できないリスク」と同様とします。 - 運用ガイドラインに定める財務方針に従い、返済期限や調達先の分散を志向します。 - 有利子負債比率の水準等、有利子負債の返済計画も考慮して、新投資口の発行を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	資金繰りへの悪影響を与える事象の発生が見込まれる場合には、早期に追加の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結を行うように努めます。
その他	該当事項はありません。

e. 制度変更リスク

i. FIT 制度、FIP 制度その他電気事業に関連する制度の変更又は廃止に関するリスク

リスクの特定	FIT 制度、FIP 制度をはじめとした電気事業を取り巻く情勢の変化により、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、発電事業自体は継続できるとしても、従前と同様の条件で安定的かつ継続した売電収入等を得ることができなくなり、又は、新たな規制を遵守するために再生可能エネルギー発電設備等の運営・維持管理に要する費用等が増加し、その結果、本投資法人又は信託受託者が収受する賃料収入が減少等するリスク。
リスクの把握・認識方法	電気事業に関連する各種制度の改正動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット (リスク発見時に想定される事項)	電気事業に関連する各種制度の変更により採算性その他の経済的条件が変化し、発電事業の継続可能性が失われる具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- 新たな制度をできるだけ早期に把握し、スポンサーサポート契約に基づきスポンサーの助言等も得て対応方法を検討します。 - 一例として、自由売電市場での売電事業継続や、スポンサーサポート契約に基づくスポンサーによる電力買取等を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	事業に悪影響を与える制度改正が見込まれる場合には、新しい制度に適合する新しい事業モデルを早期に検討します。
その他	該当事項はありません。

ii. 導管性の維持に関するリスク

リスクの特定	上場インフラファンド市場を取り巻く情勢の変化により、本投資法人について導管性が認められる要件に関して、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、導管性要件を満たすことができない営業期間が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	法制度の改正動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット (リスク発見時に想定される事項)	法制度の変更により採算性その他の経済的条件が変化し、発電事業の継続可能性が失われる具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとします。

リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	新たな制度をできるだけ早期に把握し、スポンサーサポート契約に基づきスポンサーの助言等も得て対応方法を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	新しい制度に適合する新しい事業モデルを早期に検討します。
その他	該当事項はありません。

f. 共同投資者に係るリスク

リスクの特定	本投資法人が他の投資者と共同して再生可能エネルギー発電設備等に投資を行う場合に、他の共同投資者の意向等に影響を受けることにより、再生可能エネルギー発電設備等の収益状況が変動するリスク。
リスクの把握・認識方法	- 取得時のデューディリジェンスにおいて、共同投資者との間の合意書等により、予め本投資法人に重大な悪影響が生じるおそれがある共同投資者の権利がないことを確認する等、共同投資者に係るリスクの有無及び程度を検証します。 - 共有持分の場合、他の共有持分者の属性、共有者間協定書の有無、共有持分分割請求権及び共有持分分割等に関する措置についてその適切性を確認します。間接投資における共同投資者についても同様の確認を行います。
リスクリミット (リスク発現時に想定される事項)	他の共同投資者の意向によって、再生可能エネルギー発電設備等の運用又は運営方法等が決定されることにより、本投資法人に重大な悪影響が生じ、当該共同投資に係る再生可能エネルギー発電設備等の処分等その他の対策により所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない事態となる具体的なおそれが生じることをリスクリミットとします。
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合に本投資法人の権利又は利益が適切に保護されるよう、本投資法人が他の投資者と共同して再生可能エネルギー発電設備等に投資を行う際の共同投資者との間の合意書等上必要な条項を設けるよう努めます。 - 共同投資者の意向等を継続的にモニタリングします。
リスク発現時のリスク削減方法	重大な支障が生じた場合には、再生可能エネルギー発電設備等の収益状況に鑑み、当該再生可能エネルギー発電設備等の処分又は共同投資者の当該再生可能エネルギー発電設備等に対する権利を取得することを検討します。
その他	本リスクについては、共同投資家が存在する場合に限り、管理を行います。

g. その他のリスク

i. 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

リスクの特定	新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができず、その結果、予定した資産を取得できなくなる等の悪影響が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	本投資法人の投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因として合理的と判断される市場の各種指標（東証インフラファンド指数、東証 REIT 指数又は TIBOR を含みますが、これに限られません。）を継続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困難であると予想される時期における資金需要を予め予想してリスクを把握・認識します。

リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	有利子負債比率は、資金余力の確保に留意した設定とし、巡航ベースで60%前後程度の保守的な運用を行うものとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	運用ガイドラインに定める財務方針に従い、返済期限や調達先の分散を志向するほか、機動的な資金調達を目的として事前の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結を必要に応じて検討します。また、物件取得や借入れに際しては、エクイティによる資金調達が困難な場合でも、必要な資金調達に支障が生じないよう配慮します。これらの財務方針に沿った資金調達を可能とする資産のポートフォリオを構築します。また、フォワード・コミットメント等を行う際には、運用ガイドラインに従い、その取得資金の調達に当たっては、市場動向等を慎重に分析した上で、十分な余裕をもって資金調達の方針を固めるものとします。
リスク発現時のリスク削減方法	分析した市場動向等に照らし、本投資法人の資金需要を、新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達以外の方法での資金調達によっては満たすことができないと予想された場合には、早期に追加の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結を行うように努めます。
その他	該当事項はありません。

ii. 資産特性に関するリスク

リスクの特定	償却資産の割合が高く、減価償却並びに自己投資口取得及び利益超過分配等の結果、資産総額及び純資産総額が減少し、上場廃止基準に抵触するリスク。
リスクの把握・認識方法	毎期バランスシートをモニタリングすることによりリスクを把握・認識します。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	上場廃止基準への抵触の具体的なおそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	スポンサーサポート契約等を活用した再生可能エネルギー発電設備等の取得により、持続的な資産規模拡大を目指すことで、上記リスクへの対応を図る方針です。
リスク発現時のリスク削減方法	リスクが顕在化するよりも以前に追加物件取得等を行うことで対応する方針です。
その他	該当事項はありません。

iii. 利益相反に関するリスク

リスクの特定	- スポンサーその他利害関係者が、本投資法人又は本資産運用会社との間で取引等を行う場合、スポンサーその他利害関係者の利益のために、本投資法人の投資主の利益に反する行為が行われる可能性があり、その場合には、本投資法人の投資主に損害が発生するリスク。 - 本投資法人又は本資産運用会社とスポンサーその他利害関係者とが、特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性やその他利益相反が問題となる状況が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	投信法、金融商品取引法等の法令及び利害関係者取引規程の社内規程に従います。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	- 利益相反取引は、法令及び利害関係者取引規程の社内規程に適合する限度で認められるものとします。 - 本投資法人又は本資産運用会社とスポンサーその他利害関係者との競合については、リスクリミットは設けません。

リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- 利益相反取引に適用のあるルールを遵守して利害関係者との取引を行い、本投資法人の投資主に不利益を及ぼすと判断される取引は行いません。 - スポンサーに対し、スポンサーサポート契約に基づき本投資法人に対する出資を行うことを要請し、本投資法人と利害を一致させることによって、本投資法人の投資主に不利益となる取引を行うインセンティブを軽減します。
リスク発現時のリスク削減方法	利益相反取引を行うこととなる場合には、法令及び社内規程に従い、手続面及び実体面の双方から、投資主に不利益な取引が行われないようにします。
その他	該当事項はありません。

iv. 再生可能エネルギー発電設備等の工作物責任に関するリスク

リスクの特定	本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵によって他人に損害を与えた場合に、本投資法人が当該瑕疵のある再生可能エネルギー発電設備等の所有者として当該他人に対して賠償責任を負うリスク。
リスクの把握・認識方法	- 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備の瑕疵の有無及び程度等を調査し、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスクの有無を調査し、検証します。 - 取得時のデューディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等に関する瑕疵担保責任又は契約不適合責任の内容を調査し、瑕疵担保責任又は契約不適合責任が追及可能な範囲を調査し、検証します。 - 賃借人、オペレーター及びO&M業者を通じて再生可能エネルギー発電設備等の管理、維持状況を確認し、瑕疵の有無を把握・認識します。
リスクリミット（リスク発見時に想定される事項）	再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵に基づく損害賠償義務の負担その他により、本投資法人の運用に重大な悪影響を生じさせることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策 (リスクへの対処方針)	- 賃借人、オペレーター及びO&M業者を通じて再生可能エネルギー発電設備等に瑕疵が生じない又は治癒できるように最大限努力します。 - 賃貸借契約、O&M契約、EPC契約等の再生可能エネルギー発電設備等の取得又は維持・管理に関する契約において、当該再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵に起因して発生した第三者に対する工作物責任について、各契約当事者間で分配して引き受けるように交渉を行います。 - 当該再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵に起因して発生した第三者に対する工作物責任について、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害賠償保険等の付保を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	再生可能エネルギー発電設備等の瑕疵であって、工作物責任を生じさせる可能性が一定程度以上あるものについては、かかる可能性の大小に応じて適切な時期に（但し、第三者の生命又は身体に深刻な危険を生じさせるものについては直ちに）治癒します。
その他	該当事項はありません。